

地方税法等の改正

目 次	
一 令和7年度地方財政計画……………	923
二 令和7年度地方税収入見込み……………	926
三 個人住民税……………	931
四 法人住民税・法人事業税……………	936
五 不動産取得税……………	943
六 地方たばこ税……………	947
七 軽油引取税……………	947
八 自動車税・軽自動車税……………	948
九 固定資産税・都市計画税……………	950
十 事業所税……………	965
十一 地方税務行政のDX……………	966

はじめに

令和7年度税制改正については、与党において、令和6年12月20日に「令和7年度税制改正大綱」が取りまとめられました。また、これを受けて政府においても、同月27日に「令和7年度税制改正の大綱」が閣議決定されました。

その後、政府においては、閣議決定に沿って法案化作業が行われ、所得税等に関する部分については「所得税法等の一部を改正する法律案」とし

て、地方税に関する部分については「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案」として令和7年2月4日に閣議決定され、ともに第217回通常国会に提出されました。その後、国会審議を経て、「所得税法等の一部を改正する法律案」及び「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案」は令和7年3月31日に可決・成立し、同日に公布されました。

一 令和7年度地方財政計画

地方財政計画とは、地方交付税法第7条の規定に基づいて作成される地方団体の歳入及び歳出総額の見込額に関する書類であり、国会に提出されるとともに、一般に公表されるものです。令和7年度地方財政計画については、令和7年2月4日に閣議決定され、同日国会に提出されました。

この地方財政計画に計上された歳入・歳出項目の内訳は、(資料1)のとおりですが、このうち、通常収支分の歳入歳出規模は97兆94億円(対前年度比3兆3,707億円、3.6%の増)、また、歳出のうち、公債費(公営企業繰出金のうち企業債償還費普通会計負担分を含みます。)及び不交付団体水準超経費を除く地方一般歳出の規模は、81兆2,741億円(対前年度比2兆8,173億円、3.6%の

増)となっています。

また、東日本大震災分のうち、復旧・復興事業の歳入歳出規模は2,704億円(対前年度比73億円、2.8%の増)、全国防災事業が218億円(対前年度比32億円、12.8%の減)となっています。

なお、総務省から公表されている令和7年度地方財政計画のうち、税制改正に係る部分は、以下のとおりです。

1 通常収支分

(1) 地方税制については、令和7年度地方税制改正では、個人住民税における給与所得控除の見直しや大学生年代の子等に関する特別控除の創設等の措置のほか、企業版ふるさと納税制度の

延長等の税制上の措置を講ずることとしている。

(2) 地方財源不足見込額については、地方財政の運営に支障が生ずることのないよう、次の措置を講ずることとし、所要の法律改正を行う。

① 令和7年度の地方財源不足見込額1兆929億円については、令和5年度に講じた令和7年度までの制度改正に基づき、従前と同様の例により、次の補填措置を講ずる。その結果、国と地方が折半して補填すべき額及び地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）の発行額は生じないこととなる。

イ 建設地方債（財源対策債）を7,600億円増発する。

ロ 地方交付税については、国の一般会計加算により929億円（地方交付税法附則第4条の2第1項の加算額154億円及び同条第3項の加算額775億円）増額する。

また、交付税特別会計剰余金400億円を活用するとともに、地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により財政投融资特別会計に帰属させる地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金2,000億円を財政投融资特別会計から交付税特別会計に繰り入れる。

② 交付税特別会計借入金の償還については、平成23年度の償還計画の見直し以降に償還を繰り延べてきたもののうち令和6年度までの繰延べ分2兆2,000億円を合わせ、2兆8,000億円の償還を実施する。

③ 上記の結果、令和7年度の地方交付税については、18兆9,574億円（前年度比2,904億円、1.6%増）を確保する。

(3)～(6) 省略

2 東日本大震災分

(1) 復旧・復興事業

① 東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付することとしている震災復興特別交付税については、補助事業に係る地方負担分等を措置するため、871億円を確保する。また、一般財源充当分として33億円を計上する。

②・③ 省略

(2) 全国防災事業

全国防災事業については、一般財源充当分として217億円を計上する。

(資料1)

地方財政計画歳入歳出一覧(通常収支分)

歳入歳出総括表

(単位：億円、%)

区 分		令和7年度 (A)	令和6年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)
歳 入	地方譲与税金	454,493	427,329	27,164	6.4
	地方特例交付金	29,661	27,293	2,368	8.7
	地方交付金	1,936	11,320	▲ 9,384	▲ 82.9
	国庫支出金	189,574	186,671	2,904	1.6
	地方債	171,022	158,042	12,980	8.2
	臨時財政対策債	59,602	63,103	▲ 3,501	▲ 5.5
	うち臨時財政対策債	0	4,544	▲ 4,544	皆減
	うち臨時財政対策債	7,600	7,600	0	0.0
	使用料及び手数料	15,560	15,625	▲ 65	▲ 0.4
	雑収入	48,496	47,182	1,314	2.8
	復旧・復興事業一般財源充当分	▲ 33	▲ 8	▲ 25	312.5
全国防災事業一般財源充当分	▲ 217	▲ 169	▲ 48	28.4	
計	970,094	936,388	33,707	3.6	
一 (水準超経費を除く交付団体ベース)	675,414	656,980	18,435	2.8	
	637,714	627,180	10,535	1.7	
歳 出	給与関係経費	209,784	202,292	7,492	3.7
	退職手当以外	198,588	191,527	7,061	3.7
	退職手当	11,196	10,765	431	4.0
	一般行政経費	455,936	436,893	19,043	4.4
	補単	265,800	251,417	14,383	5.7
	デジタル活用推進事業	158,946	153,861	5,085	3.3
	デジタル活用推進事業費	1,000	—	1,000	皆増
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	14,990	14,915	75	0.5
	新しい地方経済・生活環境創生事業費	12,000	12,500	▲ 500	▲ 4.0
	新しい地方創生推進費	10,000	10,000	0	0.0
	地域デジタル社会推進費	2,000	2,500	▲ 500	▲ 20.0
	地域デジタル社会再生事業費	4,200	4,200	0	0.0
	公債償還費	107,259	108,961	▲ 1,701	▲ 1.6
	公債償還費	15,525	15,344	181	1.2
	うち緊急渡補	1,100	1,100	0	0.0
	うち緊急渡補	121,103	119,896	1,207	1.0
	投資	57,466	56,259	1,207	2.1
	直単	63,637	63,637	0	0.0
	うち緊急防災・減災事業費	5,000	5,000	0	0.0
	うち公共施設等適正管理推進事業費	5,000	4,800	200	4.2
	うち緊急自然災害防止対策事業費	4,000	4,000	0	0.0
	うち緊急自然災害防止対策事業費	1,000	1,000	0	0.0
	公営企業繰出金	22,787	23,202	▲ 415	▲ 1.8
企業債償還費	12,394	13,059	▲ 665	▲ 5.1	
その他	10,393	10,143	250	2.5	
不交付団体水準超経費	37,700	29,800	7,900	26.5	
計	970,094	936,388	33,707	3.6	
一 (水準超経費を除く交付団体ベース)	932,394	906,588	25,807	2.8	
地方一般歳出	812,741	784,568	28,173	3.6	

地方財政計画歳入歳出一覧（東日本大震災分）

(1) 復旧・復興事業

歳入歳出総括表

(単位：億円、%)

区 分		令和7年度 (A)	令和6年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)
歳 入	震 災 復 興 特 別 交 付 税	871	904	▲ 33	▲ 3.7
	一 般 財 源 支 充 当	33	8	25	312.5
	国 庫 支 出	1,731	1,655	76	4.6
	地 方 収 入	11	2	9	450.0
	雑 入	58	62	▲ 4	▲ 6.5
計		2,704	2,631	73	2.8
歳 出	給 与 関 係 経 費	49	51	▲ 2	▲ 3.9
	一 般 行 政 経 費	1,129	1,187	▲ 58	▲ 4.9
	補 単 助 独 費	853	836	17	2.0
	公 投 資 債 的 費	276	351	▲ 75	▲ 21.4
	公 直 轄 的 経 補 助 費	58	62	▲ 4	▲ 6.5
	公 営 企 業 繰 出 金	1,468	1,331	137	10.3
	公 営 企 業 繰 出 金	1,468	1,329	139	10.5
	公 営 企 業 繰 出 金	0	2	▲ 2	▲ 100.0
	公 営 企 業 繰 出 金	0	0	▲ 0	▲ 0.0
	計		2,704	2,631	73

(2) 全国防災事業

歳入歳出総括表

(単位：億円、%)

区 分		令和7年度 (A)	令和6年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)
歳 入	地 一 般 財 源 支 充 当 税	—	80	▲ 80	皆減
	雑 入	217	169	48	28.4
	雑 入	1	1	0	0.0
計		218	250	▲ 32	▲ 12.8
歳 出	公 債 費	218	250	▲ 32	▲ 12.8
	計	218	250	▲ 32	▲ 12.8

二 令和7年度の地方税収入見込み

令和7年度の地方財政計画における地方税収入見込額は、(資料2)及び(資料3)のとおりです。

令和7年度の地方税収入総額は、令和7年度税制改正による増減収額(73億円の減収)込みで45兆4,493億円であり、前年度の地方財政計画額(42兆7,409億円)に対して27,084億円、6.3%の増と

なっています。

道府県税と市町村税に分けて見てみると、道府県税が21兆3,018億円で前年度地方財政計画額(19兆9,298億円)に対して13,720億円、6.9%の増、市町村税が24兆1,475億円で前年度地方財政計画額(22兆8,111億円)に対して13,364億円、5.9%の増となっています。

(資料2)

令和7年度地方税収入見込額 (詳細)

1 地方税

(1) 総括表

(単位：億円)

区 分	令和6年度当初見込額 (A)	令 和 7 年 度							$\frac{(G)}{(A)} \times 100$ (%)	(G)の構成割合 (%)
		令和6年度当初見込額に対する現行法による増減(▲)収見込額 (B)	現行法による収入見込額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(▲)収見込額			改正法による収入見込額 (C)+(F) (G)	令和6年度当初見込額に対する増減(▲)収額 (G)-(A) (%)		
				地方税制の改正によるもの (D)	国税の改正に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)				
1.道府県税	199,298	13,756	213,054	▲ 1	▲ 35	▲ 36	213,018	13,720	106.9	46.9
2.市町村税	228,111	13,401	241,512		▲ 37	▲ 37	241,475	13,364	105.9	53.1
3. 計	427,409	27,157	454,566	▲ 1	▲ 72	▲ 73	454,493	27,084	106.3	100.0

(参考) 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、環境性能割交付金及び軽油引取税交付金に相当する金額を道府県税から控除し、市町村税に加算した場合の金額は、次のとおりである。

(単位：億円)

区 分	令和6年度当初見込額 (A)	令 和 7 年 度							$\frac{(G)}{(A)} \times 100$ (%)	(G)の構成割合 (%)
		令和6年度当初見込額に対する現行法による増減(▲)収見込額 (B)	現行法による収入見込額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(▲)収見込額			改正法による収入見込額 (C)+(F) (G)	令和6年度当初見込額に対する増減(▲)収額 (G)-(A) (%)		
				地方税制の改正によるもの (D)	国税の改正に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)				
1.道府県税	159,464	11,162	170,626	▲ 1	▲ 33	▲ 34	170,592	11,128	107.0	37.5
2.市町村税	267,945	15,995	283,940		▲ 39	▲ 39	283,901	15,956	106.0	62.5
3. 計	427,409	27,157	454,566	▲ 1	▲ 72	▲ 73	454,493	27,084	106.3	100.0

※ 数値は東日本大震災分を含み、今後、精査の結果変わることがある。

(2) (2-1) 税目別内訳 (都道府県税)

(単位：億円)

区 分	令和6年度当初見込額 (A)	令 和 7 年 度							$\frac{(G)}{(A)} \times 100$ (%)
		令和6年度当初見込額に対する現行法による増減(▲)収見込額 (B)	現行法による収入見込額(A)+(B) (C)	税制改正による増減(▲)収見込額			改正法による収入見込額(C)+(F) (G)	令和6年度当初見込額に対する増減(▲)収額 (G)-(A)	
				地方税制の改正によるもの (D)	国税の改正に伴うもの (E)	計(D)+(E) (F)			
A 道 府 県 税									
(I) 普 通 税									
1. 道 府 県 民 税	52,587	8,304	60,891		▲ 6	▲ 6	60,885	8,298	115.8
個人均等割	694	▲ 25	669				669	▲ 25	96.4
所得割	43,273	5,780	49,053				49,053	5,780	113.4
法人均等割	1,475	41	1,516				1,516	41	102.8
法人税割	2,101	19	2,120		▲ 6	▲ 6	2,114	13	100.6
利子割	197	252	449				449	252	227.9
配当割	2,267	417	2,684				2,684	417	118.4
株式等譲渡所得割	2,580	1,820	4,400				4,400	1,820	170.5
2. 事 業 税	50,735	4,522	55,257		▲ 29	▲ 29	55,228	4,493	108.9
個人	2,467	26	2,493				2,493	26	101.1
法人	48,268	4,496	52,764		▲ 29	▲ 29	52,735	4,467	109.3
3. 地 方 消 費 税	64,004	1,223	65,227				65,227	1,223	101.9
譲渡割	41,319	1,486	42,805				42,805	1,486	103.6
貨物割	22,685	▲ 263	22,422				22,422	▲ 263	98.8
4. 不 動 産 取 得 税	4,423	▲ 278	4,145	▲ 1		▲ 1	4,144	▲ 279	93.7
5. 道 府 県 た ば こ 税	1,493	6	1,499				1,499	6	100.4
6. ゴ ル フ 場 利 用 税	429	▲ 11	418				418	▲ 11	97.4
7. 軽 油 引 取 税	9,102	▲ 105	8,997				8,997	▲ 105	98.8
8. 自 動 車 税	16,531	20	16,551				16,551	20	100.1
環境性能割	1,482	170	1,652				1,652	170	111.5
種別割	15,049	▲ 150	14,899				14,899	▲ 150	99.0
9. 鉱 区 税	3	0	3				3	0	100.0
10. 固 定 資 産 税 (特 例 分 等)	40	58	98				98	58	245.0
普通税計	199,347	13,739	213,086	▲ 1	▲ 35	▲ 36	213,050	13,703	106.9
(II) 目 的 税									
1. 狩 猟 税	7	0	7				7	0	100.0
目的税計	7	0	7				7	0	100.0
(III) 道 府 県 税 小 計	199,354	13,739	213,093	▲ 1	▲ 35	▲ 36	213,057	13,703	106.9
(IV) 東 日 本 大 震 災 に よ る 減 免 等	▲ 56	17	▲ 39				▲ 39	—	—
(V) 道 府 県 税 計	199,298	13,756	213,054	▲ 1	▲ 35	▲ 36	213,018	13,720	106.9

※ 数値は東日本大震災分を含み、今後、精査の結果変わることがある。

(2-2) 税目別内訳 (市町村税)

(単位：億円)

区 分	令和6年度当初見込額 (A)	令 和 7 年 度							$\frac{(G)}{(A)} \times 100$ (%)
		令和6年度当初見込額に対する現行法による増減(▲)収見込額 (B)	現行法による収入見込額(A)+(B) (C)	税制改正による増減(▲)収見込額			改正法による収入見込額(C)+(F) (G)	令和6年度当初見込額に対する増減(▲)収額 (G)-(A)	
				地方税制の改正によるもの (D)	国税の改正に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)			
B 市町村税									
(I) 普通税									
1. 市町村民税	98,259	10,809	109,068		▲ 37	▲ 37	109,031	10,772	111.0
個人均等割	1,999	7	2,006				2,006	7	100.4
所得割	79,314	10,675	89,989				89,989	10,675	113.5
法人均等割	4,553	5	4,558				4,558	5	100.1
法人税割	12,393	122	12,515		▲ 37	▲ 37	12,478	85	100.7
2. 固定資産税	98,945	2,295	101,240				101,240	2,295	102.3
土地	37,770	342	38,112				38,112	342	100.9
家屋	41,755	1,686	43,441				43,441	1,686	104.0
償却資産	18,533	268	18,801				18,801	268	101.4
純固定資産税小計	98,058	2,296	100,354				100,354	2,296	102.3
交付金	887	▲ 1	886				886	▲ 1	99.9
3. 軽自動車税	3,308	64	3,372				3,372	64	101.9
環境性能割	230	7	237				237	7	103.0
種別割	3,078	57	3,135				3,135	57	101.9
4. 市町村たばこ税	9,143	34	9,177				9,177	34	100.4
5. 鉱産税	15	7	22				22	7	146.7
6. 特別土地保有税	0	0	0				0	0	0.0
普通税計	209,670	13,209	222,879		▲ 37	▲ 37	222,842	13,172	106.3
(II) 目的税									
1. 入湯税	213	9	222				222	9	104.2
2. 事業所税	4,156	▲ 25	4,131				4,131	▲ 25	99.4
3. 都市計画税	14,218	169	14,387				14,387	169	101.2
4. 水利地益税等	0	0	0				0	0	0.0
目的税計	18,587	153	18,740				18,740	153	100.8
(III) 市町村税小計	228,257	13,362	241,619		▲ 37	▲ 37	241,582	13,325	105.8
(IV) 東日本大震災による減免等	▲ 146	39	▲ 107				▲ 107	—	—
(V) 市町村税計	228,111	13,401	241,512		▲ 37	▲ 37	241,475	13,364	105.9

※ 数値は東日本大震災分を含み、今後、精査の結果変わることがある。

2 地方譲与税

(単位：億円)

区 分	令和6年度当初見込額 (A)	令和7年度					令和6年度当初見込額に対する増減(▲) 収見込額 (E)-(A)	$\frac{(E)}{(A)} \times 100$ (%)
		令和6年度当初見込額に対する現行法による増減(▲)収見込額 (B)	現行法による収入見込額 (A)+(B) (C)	制度改正による増減(▲)収見込額 (D)	改正法による収入見込額 (C)+(D) (E)			
1. 地方揮発油譲与税	2,153	▲ 26	2,127		2,127	▲ 26	98.8	
2. 石油ガス譲与税	43	▲ 3	40		40	▲ 3	93.0	
3. 自動車重量譲与税	3,013		3,077		3,077	64	102.1	
4. 航空機燃料譲与税	143		145		145	2	101.4	
5. 特別とん譲与税	114	▲ 1	113		113	▲ 1	99.1	
6. 森林環境譲与税	641		689		689	48	107.5	
7. 特別法人事業譲与税	21,186	2,353	23,539	▲ 69	23,470	2,284	110.8	
合 計	27,293	2,437	29,730	▲ 69	29,661	2,368	108.7	

※ 数値については、今後、精査の結果変わることがある。

(資料3)

令和7年度の税制改正(地方税関係)による増減収見込額

(単位：億円)

改 正 事 項	平 年 度			初 年 度		
	道府県税	市町村税	計	道府県税	市町村税	計
1 個人住民税	▲ 264	▲ 486	▲ 750			
物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応	▲ 264	▲ 486	▲ 750			
2 不動産取得税	▲ 1		▲ 1	▲ 1		▲ 1
中小事業者等が認定経営力向上計画に従って事業譲渡を受ける不動産に係る課税標準の特例措置の拡充	▲ 1		▲ 1	▲ 1		▲ 1
3 固定資産税		7	7			
(1) 生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に係る固定資産税の特例措置の拡充及び適用期限の延長		9	9			
(2) その他		▲ 2	▲ 2			
合計	▲ 265	▲ 479	▲ 744	▲ 1		▲ 1
国税の税制改正に伴うもの	▲ 68	▲ 27	▲ 95	▲ 2		▲ 2
個人住民税	▲ 65	▲ 118	▲ 183			
法人住民税	▲ 1	▲ 5	▲ 6			
法人事業税	▲ 18		▲ 18	▲ 2		▲ 2
地方たばこ税		96	112			
再計	▲ 333	▲ 506	▲ 839	▲ 3	▲ 5,983	▲ 3

(注1) 上記の計数は1億円未満を四捨五入しているため、計とは一致しない場合がある。

(注2) 「物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応」は、給与所得控除の引上げ等(▲700億円)及び特定親族特別控除(仮称)の創設(▲50億円)である。

(注3) 外国子会社合算税制における外国子会社所得の合算時期の後ろ倒しによって、法人住民税、法人事業税及び特別法人事業譲与税について、令和7年度に▲139億円の減収が生じることとなる。

(注4) 上記の他、国税の税制改正に伴う特別法人事業譲与税の減収額は、平年度▲9億円と見込まれる。

三 個人住民税

1 特定親族特別控除の創設等

(1) 特定親族特別控除の創設

① 改正前の制度の概要

所得割の納税義務者について、扶養親族（生計を一にする親族で、合計所得金額48万円以下の者）のうち、特定扶養親族（控除対象扶養親族のうち、年齢が19歳以上23歳未満の者）を有する場合、特定扶養控除が適用され、一人につき45万円を前年の総所得金額等から控除することとされています（地法23①九、34①十一、292①九、314の2①十一）。

② 改正の内容

特定親族特別控除について、以下の要件を満たす者（以下の要件を満たす者を「特定親族」といいます。）を有する場合、最高45万円の控除を適用することとされました（地法34①十二、314の2①十二）。

イ 納税義務者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（自己の配偶者を除きます。）及び児童福祉法第27条第1項第3号

の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託された児童であること

ロ 青色事業専従者等ではないこと

ハ 前年の合計所得金額が123万円以下であること

ニ 控除対象扶養親族に該当しないこと（前年の合計所得金額が58万円超であること）

また、特定親族特別控除の適用者について、配偶者控除・配偶者特別控除と同様、所得割の納税義務者と特定親族間における、特定親族特別控除の相互適用又は特定親族特別控除と扶養控除の相互適用を避けるため、特定親族が所得割の納税義務者として特定親族特別控除又は扶養控除の適用を受けている場合は、特定親族特別控除の対象から除く旨を規定しています。

なお、控除額について、子等の所得に応じて、控除額が逡減・消失する仕組みとなっており、所得要件と控除額については以下のとおりとされました。

（単位：万円）

	特定扶養控除	特定親族特別控除							
	～123 【～58】	～160 【～95】	～165 【～100】	～170 【～105】	～175 【～110】	～180 【～115】	～185 【～120】	～188 【～123】	188～ 【123～】
控除額	45	45	41	31	21	11	6	3	—

※ 横軸について、上段に収入金額、下段に合計所得金額を表示しています。

具体的には、控除額について以下のとおり規定されました。

イ 前年の合計所得金額が95万円以下である特定親族：45万円

ロ 前年の合計所得金額が95万円を超え115万円以下である特定親族：63万円から当該特定親族の前年の合計所得金額のうち84万1円を超える部分の金額に2を乗じた金額

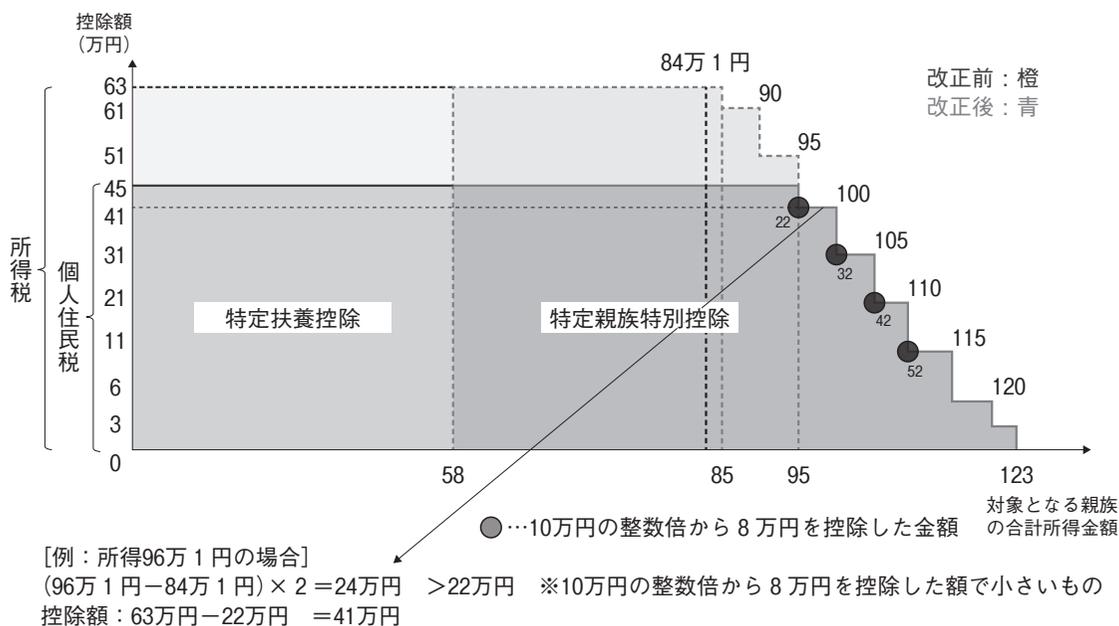
（※）を控除した金額

※ 当該乗じた金額が10万円の整数倍の金額から8万円を控除した金額でないときは、10万円の整数倍の金額から8万円を控除した金額で当該乗じた金額に満たないもののうち最も多い金額とします。

ハ 前年の合計所得金額が115万円を超え120万円以下である特定親族：6万円

ニ 前年の合計所得金額が120万円を超える

特定親族：3万円



(2) 特定親族特別控除の創設に伴う所要の措置

① 特定親族特別控除の創設に伴う所要の措置として、控除名称や控除順、二以上の納税義務者の控除対象となる場合の判定など、改正前の各種控除において適用される規定について、以下のとおり所要の改正を行うこととされました。

イ 控除名称に「特定親族特別控除額」を追加することとされました（地法34⑥、314の2⑥）。

ロ 前年の12月31日の現況で判断することとしている扶養親族等の類型に特定親族を追加することとされました（地法34⑧、314の2⑧）。

ハ 控除の適用順について、扶養控除と基礎控除の間に追加することとされました（地法34⑩、314の2⑩）。

② 控除の適用関係を明らかにする規定の整備や申告書の記載事項に特定親族特別控除に係る事項を追加する等、以下のとおり所要の措置を講ずることとされました。

イ 二以上の納税義務者の所得控除の対象と

なる場合の取扱いについても所要の規定の整備を行うこととされました。具体的には、納税義務者の配偶者が控除対象配偶者に該当し、かつ、他の納税義務者の扶養親族にも該当する場合には、どちらかにのみ該当するものとする規定されています（地法23②、292②）。特定親族特別控除（前年の合計所得金額58万円超123万円以下）が新たに創設され、特定親族は別の納税義務者の配偶者特別控除の対象にもなり得るため、納税義務者の配偶者が配偶者特別控除の対象に該当し、かつ、他の納税義務者の特定親族特別控除の対象にも該当する場合には、どちらかにのみ該当する旨の規定を新たに整備することとされました（地法23③、292③、地令7の3の4、46の4）。

ロ 複数の納税義務者の扶養親族に該当する場合について、二以上の納税義務者の扶養親族に該当する場合には、どちらかの扶養親族にのみ該当するものと規定しており、特定親族についても同様の取扱いとすることとされました（地法23④、292④）。

ハ 配偶者が死亡し、再婚した場合の特例について、前年途中で納税義務者の配偶者が死亡し、その年中に、その納税義務者が再婚した場合は、その死亡した配偶者又は再婚した配偶者のうちのどちらか一人に限り配偶者として認められることとされており、特定親族についても同様の取扱いとすることとされました（地法34⑩、314の2⑩）。

(3) 各種申告等に係る所要の措置

特定親族特別控除の創設に伴って、個人住民税の申告義務、扶養親族等申告書等について所要の規定の整備が行われました。具体的な内容については以下のとおりです。

① 個人住民税の申告義務

個人住民税の申告について、納税義務者は原則として、毎年3月15日までに1月1日現在の住所所在地に住民税の申告をしなければならないとされており、例外として、1月1日現在において給与支払報告書の提出義務者から給与の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得を有しなかった者や公的年金等の支払を受けている者で前年中において公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者は、基本的にその申告義務は免除されることとなっています（地法45の2①、317の2①）。

住民税申告の内容には各種控除額（例：扶養控除額）に関する事項等が含まれていることから、新たに特定親族特別控除が追加されることから、特定親族特別控除に係る情報を地方団体が把握できるようにするため、申告内容に特定親族特別控除額に関する事項を追加することとされました（地法45の2①五、317の2①五）。

また、申告義務が免除される公的年金等受給者で前年中において公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者の中でも、例えば、配偶者特別控除のうち、前年の合計所得金額が95万円超の配偶者に係るもの等、公的

年金等支払報告書からは控除の適用に必要な情報が把握できない場合がありますが、これらの場合で、控除の適用を受けようとする者については申告義務が課されているところです。特定親族特別控除については、所得税の源泉徴収において収集される情報が特定親族特別控除の対象者のうち合計所得金額が85万円以下である者に限定されており、公的年金等支払報告書から必要な情報を捕捉できない場合が生じることとなります。そのため、合計所得金額が85万円超123万円以下の特定親族特別控除の対象者を有する公的年金等受給者に係る情報について地方団体が把握できるようにするため、配偶者特別控除と同様の取扱いとして、当該公的年金等受給者については住民税申告の義務を課することとされました（地法45の2①、317の2①）。なお、令和8年度の住民税申告書に限り、公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった公的年金等受給者についても、特定親族特別控除を受けようとする場合には、住民税申告書を提出する義務を課することとされました（地法改正法附則2②、8②）。

② 給与所得者に係る扶養親族等申告書

給与所得者に係る扶養親族等申告書について、給与所得者は毎年最初の給与の支払を受ける日の前日までに、以下の事項を記載した扶養親族等申告書を提出しなければならないとされています（地法45の3の2①、317の3の2①）。

- ・ 給与支払者の氏名又は名称
- ・ 合計所得金額133万円以下の配偶者の氏名
- ・ 扶養親族の氏名
- ・ その他総務省令で定める事項

これは所得割の税額計算のために必要となる情報を地方団体が捕捉するために規定しているものですが、この点、特定親族特別控除についても特定親族の退職手当等を除いた所得金額を捕捉する必要があることから、法律

上の記載事項に特定親族の氏名を追加することとされました（地法45の3の2①Ⅲ、317の3の2①Ⅲ）。

- ③ 公的年金等受給者に係る扶養親族等申告書
公的年金等受給者のうち、所得税法上扶養親族等申告書の提出義務が課されている者、所得税法上の提出義務は課されていないが特定配偶者又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限ります。）を有する者については、毎年最初の公的年金等の支払を受ける日の前日までに、以下の事項を記載した扶養親族等申告書を提出しなければならないとされています（地法45の3の3①Ⅲ、317の3の3①Ⅲ）。

- ・ 公的年金等支払者の名称
- ・ 特定配偶者の氏名
- ・ 扶養親族の氏名
- ・ その他総務省令で定める事項

扶養親族等申告書は国税・地方税で一つの様式になっており、所得税においては配偶者の合計所得金額が95万円以下の場合等に限り提出することとされていることから、地方税においても配偶者の合計所得金額が95万円以下の場合に限り提出義務を課していましたが、特定親族特別控除の創設に伴い、所得税においては特定親族の合計所得金額が85万円以下の場合に限り申告書を提出することとされたため、配偶者特別控除における取扱いと同様、地方税においても特定親族の合計所得金額が85万円以下の場合に限り提出義務を課することとされました（地法45の3の3①、317の3の3①）。

また、扶養控除等申告書の記載事項について、法律上の記載事項である「扶養親族の氏名」に特定親族の氏名を追加することとされました（地法45の3の3①Ⅲ、317の3の3①Ⅲ）。

(4) 特定親族の判定基準となる合計所得金額における分離課税分の取り扱い

扶養親族であるかどうかの基準となる「合計所得金額」（改正前：48万円、改正後：58万円）については、総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額（総合課税の所得割の対象）とされており、分離課税に係る所得を有する場合には、その所得も合計所得金額に含める旨が規定されています。

特定親族の創設に伴って、分離課税に係る所得等を有する者の合計所得金額について、扶養親族と同様に、以下の分離課税に係る所得を有する場合には、合計所得金額に含める旨、読替対象となる規定の改正を行うこととされました（いずれも読替の対象規定に特定親族特別控除の規定を追加するものです。）（地法附則4等）。

- ・ 上場株式等に係る配当所得等の分離課税（地法附則33の2）
 - ・ 土地の譲渡等に係る事業所得等の分離課税（地法附則33の3）
 - ・ 長期譲渡所得の分離課税（地法附則34）
 - ・ 短期譲渡所得の分離課税（地法附則35）
 - ・ 一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税（地法附則35の2）
 - ・ 上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税（地法附則35の2の2）
 - ・ 先物取引に係る雑所得等に係る分離課税（地法附則35の4）
 - ・ 特例適用利子等又は特例適用配当等に係る分離課税（外国居住者等所得相互免除法8）
 - ・ 条約適用利子等又は条約適用配当等に係る分離課税（租税条約等実施特例法3の2の2）
- 譲渡損失を有する場合の取り扱いについても、扶養控除等における取扱いと同様に、繰越控除の適用前の金額とする旨の改正を行うこととされました。
- ・ 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除（地法附則4）
 - ・ 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除（地法附則4の2）

なお、上記(1)から(4)までの施行期日は、令和8年1月1日とされました。

2 各種控除の所得要件の見直し

(1) 改正前の制度の概要

扶養親族を有する納税義務者は扶養控除の適用を受けられますが、扶養親族（年齢が16歳以上の場合に限ります。）については、納税義務者と生計を一にする親族等のうち前年の合計所得金額が48万円以下の者とされています（地法34①十一、314①十一）。

また、同一生計配偶者を有する納税義務者（合計所得金額1,000万円以下の者に限ります。）は配偶者控除の適用を受けられますが、同一生計配偶者は、納税義務者と生計を一にする配偶者のうち前年の合計所得金額が48万円以下の者とされています（地法34①十、314①十）。

(2) 改正の内容

所得税において各種控除の所得要件が引き上げられ、個人住民税においても、以下のとおり、税務手続の簡素化の観点から同様の措置（個人住民税における各種控除の所得要件の引上げ）を講ずることとされました（地法23①七・九、292①七・九）。

なお、施行期日は、令和8年1月1日とされました。

項目	考え方	改正内容
イ 扶養親族の前年の合計所得金額要件	所得税においてこれらの所得要件が58万円に引き上げられたため、個人住民税においても所得要件が同額となるよう引き上げることとされました。	改正前： 48万円
ロ 同一生計配偶者の前年の合計所得金額要件		改正後： 58万円

(3) その他の改正

上記(2)と併せて、ひとり親に係る子及び雑損控除の対象者である所得割の納税義務者の配偶者その他の扶養親族の所得要件についても引上

げ（改正前：48万円→改正後：58万円）が行われました（地法23①十二イ、34①一、292①十二イ、314の2①一、地令7の2の2②、7の13①、46の2の2②、48の6①）。

3 公益信託制度改革に伴う所要の措置

(1) 改正前の制度の概要

公益信託とは、委託者（財産を有する者）が公益目的のため、その財産を受託者に託し、管理・処分させ、受託者の専門性を活用して公益目的の実現を図る制度です。改正前の公益信託は、公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）に基づき、主務官庁の許可により成立し、そのうち一定の要件を満たすものとして主務大臣の証明を受けたものが特定公益信託、さらに特定公益信託のうち主務大臣の認定を受けたもの（認定特定公益信託）が寄附税制などの税制優遇措置の対象となるという「3階建て」の構造となっています。

令和6年度税制改正により、公益信託制度の見直しが行われ、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号。以下「公益信託法」といいます。）による新しい公益信託について、公益法人と同様の課税関係となるよう改正が行われました（公益信託法の施行の日の属する年の翌年の1月1日施行）。

具体的には、公益信託の受託者に対する資産の贈与等について、その時の時価により譲渡があったものとみなして所得を計算することとされています。また、贈与等がなされた財産が公益目的事業の用に供される等の要件を満たした場合等で、国税庁長官の承認を受けた場合には、みなし譲渡所得課税の対象外（非課税）とされています。

非課税承認を受けた信託財産について、当該承認が取り消された場合、当該公益信託の受託者について、贈与又は遺贈を受けた財産に係る譲渡所得等に対して所得税・個人住民税所得割を課税（取戻し課税）することとされています（地法附則3の2の3）。

(2) 改正の概要

今回、法人課税信託の課税や公益信託の消費税課税の取扱いと同様に、公益信託の受託者に対して行われる取戻し課税について、所得税において同様の措置が講じられることとなり、個人住民税所得割についても、信託財産ごとに、固有財産に係る所得とは区別して所得計算を行い、取戻し課税に係るものと固有財産に係るものとを別々に課税する取扱いとする等の所要の措置を講ずることとされ、具体的には、次の内容について定めることとされました（地法附則3の2の3③三）。

なお、施行期日は、公益信託法の施行の日の属する年の翌年の1月1日とされました。

① 公益信託の受託者に課税がされる場合に、各公益信託の取戻し課税（信託財産）に係る所得と固有財産に係る所得について、別々の者が存在するものとみなして、これらを合算

せずに区分して課税することとされました。

② 他方、納税義務や罰則に関する規定については、各別の者とみなさずに同一の者に適用することとされました。

なお、所得税においては、納税地についても同一の者とみなす旨の規定を整備しているが、個人住民税においては賦課を行った地方団体に納付又は納入することは明らかであり、規定されていません。

③ 所得税においては、固有財産及び信託財産については各別の者に帰属することを明らかにするとともに、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、特定親族特別控除及び扶養親族等の判定の時期等に係る規定を適用しないこととしており、個人住民税においても同様の措置を講ずることとされました。

四 法人住民税・法人事業税

1 各対象会計年度の国際最低課税残余额に対する法人税及び各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税の創設に伴う法人住民税の改正

軽課税所得ルール（UTPR）及び国内ミニマム課税（QDMTT）に係る法制化に関して、法人税及び地方法人税において、各対象会計年度の国際最低課税残余额に対する法人税及び各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税の創設並びに国際最低課税額等に係る特定基準法人税額に対する地方法人税及び国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税の創設等を行うこととされました。

(1) 軽課税所得ルール（UTPR）

特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人及び特定多国籍企業グループ等に属する恒久的施設等（その所在地国がわが

国であるものに限り、）を有する構成会社等である外国法人に対して、各対象会計年度の国際最低課税残余额について、各対象会計年度の国際最低課税残余额に対する法人税を課することとされています。各対象会計年度の国際最低課税残余额に対する法人税の額は、各対象会計年度の国際最低課税残余额（課税標準）に100分の90.7の税率を乗じて計算した金額です。また、特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人及び特定多国籍企業グループ等に属する恒久的施設等を有する構成会社等である外国法人の各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の申告及び納付は、各対象会計年度終了の日の翌日から1年3月（一定の場合には、1年6月）以内に行うものとされています（ただし、当該対象会計年度の国際最低課税残余额（課税標準）がない場合は、当該申告を要しません）。

特定多国籍企業グループ等に属する構成会社

等である内国法人及び特定多国籍企業グループ等に属する恒久的施設等を有する構成会社等である外国法人の各課税対象会計年度の特定基準法人税額（特定基準法人税額は、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の額及び各対象会計年度の国際最低課税残余額とします。ただし、附帯税の額を除きます。）には、特定基準法人税額に対する地方法人税を課することとされています。特定基準法人税額に対する地方法人税の額は、各課税対象会計年度の特定基準法人税額（課税標準）に907分の93の税率を乗じて計算した金額です。特定基準法人税額に対する地方法人税の申告及び納付は、各課税対象会計年度終了の日の翌日から1年3月（一定の場合には、1年6月）以内に行うものとされています。

(2) 国内ミニマム課税

特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である法人及び特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等である法人に対して、各対象会計年度の国内最低課税額について、各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税を課することとされています。各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税の額は、各対象会計年度の国内最低課税額（課税標準）に100分の75.3の税率を乗じて計算した金額です。また、特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である法人及び特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等である法人の各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の申告及び納付は、各対象会計年度終了の日の翌日から1年3月（一定の場合には、1年6月）以内に行うものとされています（ただし、当該対象会計年度の国内最低課税額（課税標準）がない場合は、当該申告を要しません。）。

特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である法人及び特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等である法人の各課税対象会計年度の特定基準法人税額（特定基準法人税額

は、各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税の額とします。ただし、附帯税の額を除きます。）には、特定基準法人税額に対する地方法人税を課することとされています。特定基準法人税額に対する地方法人税の額は、各課税対象会計年度の特定基準法人税額（課税標準）に753分の247の税率を乗じて計算した金額です。特定基準法人税額に対する地方法人税の申告及び納付は、各課税対象会計年度終了の日の翌日から1年3月（一定の場合には、1年6月）以内に行うものとされています。

これに対して、地方税では、法人住民税の課税標準である法人税額に各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税の額及び各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税の額を含まないように、各対象会計年度の国際最低課税残余額及び各対象会計年度の国内最低課税額を除く改正を行うこととされました（地法23①四イロ、292①四イロ）。

なお、施行期日は、令和8年4月1日とされました。

2 マンション除却組合等の非収益事業非課税

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号。以下「マンション建替法」といいます。）を改正し、マンション建替組合、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合が改組され、マンション除却組合が創設されることとされました。

改組後のマンション建替組合、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合についても、マンション建替法において、法人税法上引き続き公益法人等としてみなされます。また、マンション除却組合が創設され、改正後のマンション建替法において、その組合についても法人税法上公益法人等とみなすことが規定されることから、地方税法においても規定を整備することとされました（地法24⑤、72の5①八、294⑦）。

（注）改正前のマンション建替法に規定するマンシ

オン建替組合、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合は、それぞれ改正後のマンション建替法に規定するマンション再生組合、マンション等売却組合及び敷地分割組合とみなされることとされています。

なお、施行期日は、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日とされました。

3 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構の改組に伴う措置

社会保険診療報酬支払基金法の改正（※）により、社会保険診療報酬支払基金に、電子カルテ情報共有サービスの管理・運用や、地方団体・医療機関等をつなぐ情報基盤（Public Medical Hub（PMH））の管理・運営等の医療DXに係る業務の追加やガバナンス体制の強化を行った上、「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」（以下「機構」といいます。）として改組されることが予定されています。

※ 法改正により、法律の題名も「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」と改められる予定です。

ガバナンス強化の具体的内容として、医療DX関連業務について国が責任を持ってガバナンスを発揮できる仕組みを確保するため、新たに法律上の機関として運営会議（保険者、診療側、被保険者、地方公共団体、学識経験者の各代表により組織）を設置し、当該運営会議を機構の最終的な意思決定機関と位置付けた上で、従来理事会で議決していた法人の重要事項（役員の選任、定款の変更や中期計画、事業計画等の作成等）についての意思決定を行わせることとされました。

国税においては、以上の改正内容を踏まえ、改組後においても引き続き法人税法別表第1に規定する公共法人（＝法人税非課税法人）と位置付けることとされました。法人事業税においても、機構の行う事業について引き続き非課税とする措置を講ずることとされました（地法72の4①四）。

なお、施行期日は、医療法等の一部を改正する

法律案附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日とされました。

4 リース会計基準の見直しに伴う所要の措置

(1) リース会計基準の見直しの概要

令和6年9月に公表されたリースに関する会計基準（企業会計基準第34号。以下「新リース会計基準」といいます。）は、借手について財務諸表間の比較可能性を高めるために国際的な会計基準との整合性を図ることを主眼としており、借手について、これまでのオペレーティング・リース（以下「OL」といいます。）とファイナンス・リース（以下「FL」といいます。）の区分を廃止し、使用権資産（※）及びリース負債による単一の会計処理モデルを採用し、リース開始日に使用権資産及びリース負債を計上（オンバランス）し、その後賃借期間にわたって使用権資産の減価償却費及び利息相当額を費用計上する等の改定が行われました。

※ 使用権資産とは、原資産を賃貸借期間にわたり使用する権利を表す資産（新リース会計基準⑩）。

(2) 法人税の改正内容

① 改正前の制度の概要

法人が、資産の賃貸借で次の要件に該当するもの（「リース取引」。会計上のFL取引）を行った場合には、売買があったものとして所得計算をすることとされており、借手においては、取得したものとされるリース資産に係る減価償却費のうち損金算入限度額までが損金算入されます（※）。

（要件）

- ・ その賃貸借に係る契約が、賃貸借期間の中途において解除をすることができないものであること。
- ・ その賃貸借に係る賃借人がその賃貸借に係る資産からもたらされる経済的な利益を実質的に享受することができ、かつ、その

資産の使用に伴って生ずる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること。

※ 会計上も、FL取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととされています（リース取引に関する会計基準（企業会計基準第13号。以下「旧リース会計基準」といいます。）⑨）。

上記以外の資産の賃貸借（会計上のOL取引）については、法人税法上別段の定めは設けられておらず、OL取引の借手においては、会計上費用として処理された額が損金算入されます（※）。

※ 会計上も、OL取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととされています（旧リース会計基準⑩）。

② 改正の内容

新リース会計基準ではOL取引の借手においても、賃貸借取引に係る手法に準じた会計処理を行わないこととされましたが、法人税法上は、経済的実態が資産の賃貸借であると認められるOL取引については従前どおりに処理することとし、法人が各事業年度にOL取引によりその取引の目的となる資産の賃借を行った場合において、その取引に係る契約に基づきその法人が支払う金額があるときは、その金額のうち債務の確定した部分の金額は、その確定した日の属する事業年度に損金算入することとされました。

(3) 地方税の改正内容

法人事業税においては、法人税の改正に合わせ、付加価値割の課税標準である付加価値額の算定の基礎となる支払賃借料におけるOLの取扱いについて従前どおりの処理となる（各事業年度の支払賃借料は、会計上の取扱いによるのではなく、税務上法人の所得の計算において当該事業年度の損金の額に算入される金額と一致する）よう、規定の整備を行うこととされました（地法72の17①～③）。

また、その規定の整備と併せ、従前解釈通知によってきたものを明確にする観点から、FLに係る支払額について支払賃借料・受取賃借料に含めないことを明確化することとされました（地法72の17②）。

なお、施行期日は、令和7年4月1日とされました。

5 法人税に関して閲覧等できる関係書類の範囲の拡大

(1) 改正前の制度の概要

都道府県知事が事業税の賦課徴収について、政府に対して、「事業税の納税義務者」で「法人税の納税義務がある法人」が政府に提出した書類（以下「法人税関係書類」といいます。）の閲覧又は記録（以下「閲覧等」といいます。）を請求した場合には、政府は、その書類を都道府県知事に閲覧等させるものとされています（地法72の49の2）。

(2) 令和6年度税制改正（外形標準課税の対象法人の見直し（100%子法人等への対応））

令和6年度税制改正により、特定法人（資本金と資本剰余金の合計額（以下「払込資本の額」といいます。）が50億円を超える法人等）による完全支配関係がある法人等（以下「100%子法人等」といいます。）のうち、資本金1億円以下で、払込資本の額が2億円を超えるものが外形標準課税の対象に加えられました（令和8年4月1日施行）。

特定法人の100%子法人等に該当するかどうかは、基本的には納税義務者である子法人の申告書類等により判断することになりますが、その内容を裏付けるために親法人の法人税関係書類を確認することが考えられます。

ここで、例えば、国内に恒久的施設がない外国法人（＝事業税の納税義務がない法人）で、国内にある資産の運用等により所得を得ている法人（＝法人税の納税義務がある法人）のうち特定法人に該当する法人（親法人）がある場合、

その100%子法人等は、外形標準課税の対象となり得るが、親法人は事業税の納税義務がないことから、地方団体は親法人に係る納税情報を有していないところである一方で、この場合親法人には法人税の納税義務があることから、地方団体が、子法人に係る事業税の賦課徴収のために、政府に対して親法人の法人税関係書類の閲覧等を請求することが考えられますが、改正前の制度では、「事業税の納税義務がない法人」で「法人税の納税義務がある法人」に係る法人税関係書類の閲覧等を請求することができず、地方団体による外形標準課税の判定に支障が生じる可能性があります。

(3) 改正の内容

令和7年度税制改正における納税環境整備の一環として、地方公共団体が法人事業税の賦課徴収において閲覧等できる法人税に関する関係書類の範囲に、国内に恒久的施設を持たない外国法人であって事業税の納税義務者との間に完全支配関係があると認められる者に係る関係書類を追加することとされました（地法72の49の2）。

なお、施行期日は、外形標準課税の対象法人の見直し（100%子法人等への対応）と併せ、令和8年4月1日とされました。

6 地域未来投資促進税制の見直し

国税では、地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（地域未来投資促進税制）について、次の措置を講じた上、その適用期限を3年延長することとされました。

地方税では改正はありませんが、国税における措置を踏まえ、特別償却について法人住民税及び法人事業税に適用する（自動連動させる）とともに、税額控除について中小企業者等の法人住民税に適用する（遮断を解除する）こととされました（地法23①、292①、地法附則8⑤）。

なお、施行期日は令和7年4月1日とされまし

た。

(1) 特別償却率を50%に、税額控除率を5%に、それぞれ引き上げる措置について、次の措置を講ずる。

① 本措置の対象に、次の要件の全てを満たす場合を加える。

イ その承認地域経済牽引事業者のその承認地域経済牽引事業が、その承認の際に適合すると認められた地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する同意基本計画において次の要件を満たすものとして指定された業種（以下「指定業種」といいます。）に該当すること又は指定業種に該当する事業を行う事業者と直接の取引関係を有する一定の事業に該当すること。

(イ) その地方公共団体におけるその業種の付加価値額の増加率又はその付加価値額のその県内総付加価値額に占める割合が全国平均に比して一定水準以上であること。

(ロ) その地方公共団体におけるその業種の売上高の総額、就業者の総数又は給与の総額のいずれかについて、直近5年間の伸び率が10%以上であること。

(ハ) その地方公共団体において、その業種の振興に関する具体的な目標等を定めており、予算措置等の具体的な取組が実施されていること。

ロ その承認地域経済牽引事業計画に定められた施設又は設備を構成する減価償却資産の取得予定価額の合計額が10億円以上であること。

ハ その承認地域経済牽引事業が1億円以上の付加価値額を創出すると見込まれるものであること。

ニ その承認地域経済牽引事業について、労働生産性の伸び率及び投資収益率が一定水準以上となることが見込まれること。

② 本措置の対象である直前事業年度における

付加価値額の増加率が8%以上である場合について、その要件にその承認地域経済牽引事業が1億円以上の付加価値額を創出すると見込まれるものであることを加える。

- ③ 労働生産性の伸び率が4%以上となることが見込まれることとの要件におけるその対象である中小企業者の範囲について、所要の措置を講ずる。
- (2) 機械装置及び器具備品の特別償却率を35%（改正前：40%）に引き下げる。
- (3) 特定地域経済牽引事業施設等に係る投資規模要件を1億円以上（改正前：2,000万円以上）に引き上げる。
- (4) 承認地域経済牽引事業の主務大臣の確認要件について、次の見直しを行う。
 - ① 対象となる事業類型からサプライチェーンの強じん化に資する類型を除外する。
 - ② 要件に、労働生産性の伸び率又は投資収益率が一定水準以上となることと見込まれることとの要件を加える。
 - ③ 先進性に係る要件について、次の運用の改善を行う。
 - イ 労働生産性の伸び率又は投資収益率が一定水準以上となることと見込まれることとの確認を不要とする。
 - ロ 先進性が認められない事業の明確化その他の評価委員の評価精度の向上に向けた措置を講ずる。
- ④ 減価償却資産の取得予定価額の合計額に係る規模要件を1億円以上（改正前：2,000万円以上）に引き上げる。
- ⑤ 対象事業を行う承認地域経済牽引事業者（以下「対象事業者」といいます。）が取得する予定の減価償却資産の取得予定価額がその対象事業者の前事業年度における減価償却費の額の20%以上の額であることとの要件について、次の見直しを行う。
 - イ 前事業年度における減価償却費の額について、会社法の適用のない法人からの出資が過半数である場合の算出方法を明確化する。

る。

- ロ 前事業年度における減価償却費の額に乘ずる割合を25%に引き上げる。

7 5G 投資促進税制の廃止

国税においては、認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（5G投資促進税制）について、所要の経過措置を講じた上、令和7年3月31日をもって廃止されました。

国税における措置を踏まえ、地方税においても、所要の経過措置を講じた上、廃止することとされました（旧地法附則8⑫）。

8 デジタルトランスフォーメーション（DX）投資促進税制の廃止

国税においては、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制について、所要の経過措置を講じた上、令和7年3月31日をもって廃止されました。

国税における措置を踏まえ、地方税においても、所要の経過措置を講じた上、廃止することとされました（旧地法附則8⑬）。

9 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税の延長）の拡充等

(1) 改正前の制度の概要

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）は、内閣総理大臣が認定した地域再生計画に位置付けられた事業に対して企業が寄附を行った場合に、損金算入措置に加え、法人住民税、法人事業税及び法人税から税額控除を行うものです。

具体的には、法人住民税において寄附額の4割（上限：法人住民税法税率割額の20%）、法人事業税において寄附額の2割（上限：法人事業税額の20%）を控除し、法人住民税の税額上限に達し、寄附額の4割が控除できない場合に、控除できなかった部分を法人税において寄附額の1割を限度（上限：法人税額の5%）に控除するものです。これにより、損金算入措置と合

わせて最大で寄附金額の約9割の税負担が軽減されることとなります。

平成28年度税制改正において創設されたものであり、その後、平成31年度税制改正、令和2年度税制改正と2度にわたって延長され、税額控除割合の引上げや手続の簡素化等が行われてきたところです。

(2) 改正の内容

地方経済が、人口減少・過疎化や地域産業の衰退等の課題に直面する中、官民が連携してそれらを成長のエンジンへと転換することが求められています。そのため、地方への資金の流れの創出・拡大や地方への人材還流を促す地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の適用期限を延長することとされ、地域再生計画の認定が取り消される不適切事案も発生していることを踏まえ、寄附活用事業に係る執行上のチェック機能の強化や活用状況の透明化等の制度の健全な発展に向けて必要な見直しを行い、その効果検証を行うため、延長期間は3年（令和9年度末まで）とすることとされました（地法附則8の2の2、9の2の2）。

なお、施行期日は、令和7年4月1日とされました。

(3) 控除の順番について

令和6年度税制改正において、外形標準課税対象法人に係る「100%子法人等への対応」により、新たに外形標準課税の対象となった法人に対し、一定の税額を控除する措置（以下「激変緩和措置」といいます。）が設けられました（令和6年度改正法附則8。令和8年4月1日施行）。具体的には、新たに外形標準課税の対象となる法人について、外形標準課税の対象となったことにより、従来の課税方式で計算した税額を超えることとなる場合に、次に定める額を、当該事業年度に係る法人事業税額から控除する措置が講じられました。
＜令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

の間に開始する事業年度＞

その超える額に3分の2の割合を乗じた額
＜令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する事業年度＞

その超える額に3分の1の割合を乗じた額
今回、企業版ふるさと納税の期限が3年間（令和10年3月31日まで）延長されることとなったため、法人事業税において激変緩和措置と企業版ふるさと納税による税額控除の両方の規定の適用がある場合も想定されることから、激変緩和措置と企業版ふるさと納税による税額控除との先後関係を規定する必要が生じました。

そのため、激変緩和措置に関し規定している令和6年度地方税法等の一部を改正する法律附則（以下「令6改正地法附則」といいます。）を改正し、令6改正地法附則第8条に第4項を新設（※）し、激変緩和措置及び企業版ふるさと納税による税額控除の両方の規定の適用を受ける場合に、令和6年度改正法第3条による改正後の地方税法第72条の24の11第5項を読替え、次の順で控除することとされました（令6改正地法附則8）。

- ① 激変緩和措置
- ② 企業版ふるさと納税による税額控除
- ③ 仮装経理による税額控除
- ④ 租税条約の実施に係る税額控除

※ 令6改正地法附則第8条第4項については、激変緩和措置の適用がある法人で、企業版ふるさと納税による税額控除の適用がある法人について規定し、同条第3項については、激変緩和措置の適用がある法人で、同条第4項に該当する法人以外の法人（＝企業版ふるさと納税による税額控除の適用がない法人）について規定することとされました。

10 ガス供給業に係る託送料金を控除する収入割の課税標準の特例措置の適用期限の延長

ガス供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収

入金額の範囲に、他のガス供給業を行う法人から託送供給を受けてガスの供給を行う場合の当該供給に係る収入金額のうち、ガスの供給に係る託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限が3年延長されました（地法附則9⑩）。

なお、施行期日は、令和7年4月1日とされました。

11 公益的課題のための経費に係る収入金額を控除する収入割の課税標準の特例措置の適用期限の延長

一般送配電事業者又は配電事業者の事業税の課

税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、当該一般送配電事業者が原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額及び原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額（賠償負担金相当金額等）を原子力発電事業者に対し交付する場合又は当該配電事業者が賠償負担金相当金額等を一定の一般送配電事業者に対し交付する場合における当該賠償負担金相当金額等に相当する収入金額をそれぞれ追加する課税標準の特例措置の適用期限が5年延長されました（地法附則9⑫）。

なお、施行期日は、令和7年4月1日とされました。

五 不動産取得税

1 不動産取得税の税負担軽減措置等

(1) 税負担軽減措置等の創設（2027年国際園芸博覧会の開催に伴う特例措置の創設）

令和9年3月19日から9月26日までの間、神奈川県横浜市において「2027年国際園芸博覧会」が開催されます。この博覧会は、国際博覧会条約に基づき開催される国際博覧会であり、今回の税制改正においては、過去の国際博覧会と同様、非課税措置を講じることとされました。

具体的には、博覧会協会、参加国等若しくは参加者が博覧会の会場内において博覧会の用に供する一定の家屋を取得した場合又は博覧会協会が博覧会の会場の周辺における交通を確保するために供する一定の家屋を取得した場合に係る不動産取得税について、非課税とする措置を講ずることとされました（地法附則78⑥、地令附則40⑪、地規附則30⑥）。

また、博覧会協会との間に家屋を博覧会協会に貸し付けることを内容とする契約を締結した者が、当該家屋を取得した場合における当該家屋の取得に係る不動産取得税について、非課税とする措置を講ずることとされました（地法附則78⑦、地令附則40⑫、地規附則30⑥⑦）。

(2) 税負担軽減措置等の拡充等（特例事業者等が営む不動産特定共同事業により取得する不動産に係る課税標準の特例措置の拡充・縮減及び延長）

不動産特定共同事業法に規定する小規模不動産特定共同事業者、特例事業者又は適格特例投資家限定事業者が同法に基づく不動産特定共同事業契約に係る不動産取引の目的となる一定の不動産を取得した場合には、その取得が令和7年3月31日までに行われたときに限り、不動産取得税の課税標準について、その不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する特例措置が講じられています。

本特例は、地方の既存不動産への投資を助長し、地方での良質な都市ストックの形成や、空き家等の利活用が促進されるという点で一定の公益性が認められることから、特例事業者又は適格特例投資家限定事業者が不動産の取得後に新築等又は特定増築等に着手するまでの期間に係る要件を、不動産の取得後3年以内（現行：2年以内）とし、特例事業者又は適格特例投資家限定事業者が取得する建替え又は特定増築等を行うことが必要な建築物の築年数要件を、新築の日から15年（改正前：10年）を経過したこ

ととした上で、適用期限を令和9年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則11⑫、地令附則7⑰⑳）。

(3) 税負担軽減措置等の延長

① 預金保険法等に規定する協定銀行が破綻金融機関等及び破綻保険会社等からの事業譲渡等に伴い取得する不動産に係る非課税措置の延長

金融機関の破綻処理を円滑に進めるため、協定銀行が預金保険機構と締結した協定の定めにより、内閣総理大臣のあっせんを受けて行う破綻金融機関の事業の譲受け又は預金保険機構の委託を受けて行う資産の買取り等により取得した不動産について、当該あっせん又は委託の申出が令和7年3月31日までに限られ、不動産取得税を非課税とする措置が講じられています。また、保険会社の破綻処理を円滑に進めるため、協定銀行が保険契約者保護機構の委託を受けて行う資産の買取り等により取得した不動産についても、当該委託の申出が令和7年3月31日までに限られ、不動産取得税を非課税とする特例措置も講じられています。

これらの特例措置については、平成15年以降は実績がありませんが、預金保険法等に基づくセーフティーネットのための措置であり、公益性も高いことから、その適用期限を令和9年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則10①③）。

② 農地中間管理事業の推進に関する法律に規定する農用地利用集積等促進計画等により取得する農用地区域内の土地に係る課税標準の特例措置の延長

農地中間管理事業の推進に関する法律等に基づく農用地利用集積等促進計画は、農用地に係る利用権の設定・移転や所有権の移転を計画的かつ簡素な手続で行うことにより、農業経営の効率化、規模拡大等を促進し、それぞれの地域の実情に応じた農用地の有効活用

を図ることを目的に作成されるものであり、農用地等の賃借、売買等を明らかにした農用地利用集積等促進計画を作成し、農業委員会の決定を経て公告された同計画に基づいて農用地区域内の土地を取得する場合には、当該取得が令和7年3月31日までに行われたときに限り、不動産取得税の課税標準から当該土地の価格の3分の1に相当する額を控除する特例措置が講じられています。

意欲ある担い手に農地を集約することには一定の公益性があるところ、本特例措置は、令和5年度までに全農地面積の8割を認定農業者等の担い手に集約することを目標としていますが、令和5年度末の集積率は約6割と未達であり、引き続き農地の集約を図る必要があることから、適用期限を令和9年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則11①）。

③ Jリート・特定目的会社に係る課税標準の特例措置の延長

不動産の流動化を促進するため、資産の流動化に関する法律に規定する特定目的会社が、同法に規定する資産流動化計画に基づき一定の不動産を取得する場合、又は投資信託及び投資法人に関する法律に規定する信託会社等が、同法に規定する投資信託のうち一定のもの引受けにより不動産を取得した場合には、その取得が令和7年3月31日までの間に行われたときに限り、不動産取得税の課税標準からその不動産の価格の5分の3に相当する額を控除する特例措置が講じられています。

また、投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人が、同法に規定する規約に従い一定の不動産を取得した場合においても、その取得が令和7年3月31日までの間に行われたときに限り、不動産取得税の課税標準からその不動産の価格の5分の3に相当する額を控除する特例措置が講じられてきたところです。

これらの特例については、収益事業者に対

する異例の措置であり、対象資産も店舗やオフィスなど必ずしも公益的施設に限定していないことから、延長の是非については慎重な検討を行ったところですが、「2030年頃までにリート等の資産総額を40兆円とする」（新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画フォローアップ）とする政府目標の達成に向け、その適用期限を令和9年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則11③～⑤）。

- ④ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が選定事業により取得する公共施設等の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置の延長

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）に基づき、国又は地方公共団体により選定されたPFI事業者が、BOT方式、かつ、サービス購入型により取得した公共施設等の用に供する家屋を取得する場合には、価格の2分の1に相当する額を価格から控除する特例措置が講じられています。

本特例措置の適用実績は僅少ですが、PFIの手法を用いて公共施設等の整備・運営の効率化を図ることには一定の公益性が認められることを考慮し、適用期限を令和12年3月31日まで5年延長することとされました（地法附則11⑥）。

- ⑤ 公益社団法人及び公益財団法人が取得する能楽堂に係る課税標準の特例措置の延長

公益社団法人又は公益財団法人が重要無形文化財の公演のための施設（重要無形文化財を公演するための専用の舞台を備えた施設に限ります。）の用に供する不動産を取得する場合には、その取得が令和7年3月31日までに行われたときに限り、不動産取得税の課税標準について、その不動産の価格の2分の1に相当する額を控除する特例措置が講じられています。

本特例措置については、これまで適用実績

がなかったが、今後適用が見込まれる案件があること、また、対象となる法人は一般に資力が乏しい団体であること等を考慮し、その適用期限を令和9年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則11⑨）。

- ⑥ 農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する共同利用施設に係る課税標準の特例措置の延長

農業協同組合等が、農業近代化資金融通法に規定する農業近代化資金（政府又は都道府県の利子補給に係るものに限り。）等の一定の貸付けを受けて、農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設を取得した場合には、その取得が令和7年3月31日までに行われたときに限り、不動産取得税の課税標準について、その共同利用施設の価格にその共同利用施設の取得価格に対する当該貸付けを受けた額の割合（2分の1を上限とします。）を乗じて得た額を控除する特例措置が講じられています。

本特例措置については、毎年度一定の適用実績があり、農業者等の経営合理化等を支援する必要性は一定程度認められることから、その適用期限を令和9年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則11⑩）。

- ⑦ 新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る課税標準の特例措置及び当該住宅の用に供する土地に係る税額の減額措置の延長

高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の賃貸住宅の新築や土地の取得を令和7年3月31日までにした場合には、新築住宅に係る課税標準の特例措置（課税標準から1,200万円を控除）及びその住宅の用に供する土地に係る税額の減額措置（150万円又は当該土地のうち当該住宅の床面積の2倍の面積に相当する部分（最大で200㎡）の土地の価格のいずれか大きい価格に税率を乗じて得た額を減額）が講じられています。

サービス付き高齢者向け住宅の登録数は順

調に伸びているが、政府が定める高齢者向け住宅の供給目標には未達であり、高齢者が安心して暮らせる質の高い住宅の確保は引き続き重要であることから、適用期限を令和9年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則11⑩、11の4①）。

- ⑧ 災害ハザードエリアからの移転により取得した不動産に係る課税標準の特例措置の延長
- 災害の頻発化・激甚化に対応し、人的・物的被害の軽減を図るため、災害の危険性が高いエリアから、比較的安全性の高いエリアへの移転促進を図ることを目的として、都市再生特別措置法に規定する居住誘導区域等権利設定等促進計画の公告によって取得された居住誘導区域等権利設定等促進区域内にある不動産について、その取得が令和7年3月31日までに行われた場合に限り、不動産取得税の課税標準について、その不動産の価格の5分の1に相当する額を控除する特例措置が講じられています。

本特例措置については、創設から間がなく適用実績は未だないが、今後の適用が見込まれること、災害の危険性が高いエリアからの移転促進には一定の公益性が認められることから、その適用期限を令和9年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則11⑭）。

- ⑨ 買取再販事業者が取得する不動産に係る税額の減額措置の延長

宅地建物取引業者が取得した既存住宅及びその既存住宅の用に供する土地について、一定の増改築を行った上、取得の日から2年以内に耐震基準適合要件を満たすもの等として個人に販売し、その個人が自己の居住の用に供した場合、宅地建物取引業者による当該住宅又は土地の取得が令和7年3月31日までの間に行われたときに限り、以下の特例措置が

講じられています。

- ・ 住宅に対しては、その取得に係る不動産取得税の税額から、その住宅の新築時に新築住宅に係る課税標準の特例措置により控除することとされていた額（1,200万円等）に税率を乗じて得た額を減額
- ・ 土地に対しては、その取得に係る不動産取得税の税額から、150万円又は当該土地のうちその住宅の床面積の2倍の面積に相当する部分（最大で200㎡）の価格のいずれか大きい額に税率を乗じて得た額を減額本特例措置の創設以降、買取再販の販売戸数は伸びており、一定の効果が認められ、また、空き家の発生抑制や利活用促進にも貢献することから、適用期限を令和9年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則11の4②④）。

(4) 税負担軽減措置等の廃止

- ① 帰還・移住等環境整備推進法人が整備した施設の用に供する土地及び償却資産に係る課税標準の特例措置の廃止

福島復興再生特別措置法に規定する帰還・移住等環境整備推進法人が、同法に規定する帰還・移住等環境整備事業計画に記載された事業により整備する特定公共施設等の用に供する土地を取得した場合におけるその土地に係る不動産取得税の課税標準については、その取得が令和7年3月31日までの間に行われたときに限り、価格の5分の1に相当する額を価格から控除する特例措置が講じられています。

本特例措置については、令和元年度の創設以来適用実績はないところ、今後の適用が見込まれず、復興庁から更なる延長の要望もなかったことから、適用期限の延長は行わず、廃止することとされました（旧地法附則11⑭）。

六 地方たばこ税

1 加熱式たばこの課税方式の見直し

加熱式たばこは、近年、紙巻たばこの代替として販売が拡大しているにもかかわらず、紙巻たばこよりも税負担水準が低く課税の公平性を欠いている状況にあります。国たばこ税において、この点を踏まえて、課税の適正化の観点から税負担差を解消するための課税方式の見直しが行われることに伴い、地方たばこ税においても同様の見直しを行うこととされました。

具体的には、加熱式たばこに係る地方たばこ税の課税標準の特例として、当分の間、次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次により換算した紙巻たばこの本数とすることとされました（地法附則12の2、30の3、地令附則9の4、10、15の2の6、15の2の7、地規附則4の2、4の3、8の4の2、8の4の3）。

(1) 紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこについては、当該加熱式たばこの重量の0.35 gをもって紙巻たばこの1本に換算

(注) 1本当たりの重量が0.35 g未満のものについては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算

(2) (1)以外の加熱式たばこについては、当該加熱

式たばこの重量の0.2 gをもって紙巻たばこの1本に換算

(注1) 品目ごとの1個当たりの重量が4 g未満のものについては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこ20本に換算

(注2) 製造たばことみなされる加熱式たばこの喫煙用具で、上記(1)に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの等については、(注1)を適用しない。

当該改正は、激変緩和等の観点から、令和8年4月1日と令和8年10月1日の2段階で実施するとともに、各段階における具体的な課税標準は次により計算した本数とすることとされました（改正地法附則5②、11②）。

令和8年4月1日～ 改正前の換算本数×0.5+改正後の換算本数×0.5

令和8年10月1日～ 改正後の換算本数×1.0

以上の見直しに併せて、市町村たばこ税都道府県交付金の算定で用いる調整率を設定することとされました。具体的には、令和8年度は「106/100」、令和9年度は「108/100」、令和10年度は「103/100」とすることとされました（改正地法附則11③～⑤）。

七 軽油引取税

次の1から5について税制上の措置を講じることとされました。

1 特約業者及び元売業者以外の者が製造した軽油を自ら消費し、又は他の者に譲渡した場合や、特約業者又は元売業者が軽油を自ら消費した場合における軽油引取税の課税について、課税標準から既に軽油引取税等が課された軽油等の数量を控除することを明確化することとされました（地法144の3①）。

2 円滑化協定（我が国の自衛隊と我が国以外の

締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する我が国と当該締約国との間の条約をいいます。）に基づいて国内に所在するその締約国の軍隊が公用に供する軽油の輸入をする場合における軽油引取税の課税免除措置等について、その対象となる円滑化協定は政令で定めるものとされています（現在対象となっているのは『日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリア

- との間の協定（地令43の4の2）』。とされました（地法144の3⑤、144の6の2、144の32）。
- 3 締約国軍隊が国内において行う軽油の引取りに係る自衛隊と同等の条件の軽油引取税の課税免除措置についても円滑化協定に基づいて措置されることとなります。その対象となる円滑化協定とは政令で定めるものとされており、『日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（地令43の4の2）』が対象となっています（地法附則12の2の7①二、地令附則10の2の2②）。
- 4 鉄道事業又は軌道事業を営む者（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に規定する特定旅客輸送事業者等に限りません。以下「特例対象事業者」とい

ます。）のうち、地方税法附則第12条の2の7の2第1項の規定の適用を受けた者が、令和9年3月31日までに、その適用を受けて製造を行った軽油を鉄道用車両又は軌道用車両の動力源に供するため自ら消費する場合には、軽油引取税を課さないものとするものとされました（地法附則12の2の7④）。

- 5 鉄道用車両又は軌道用車両の動力源に供する免税軽油の引取りを行った特例対象事業者が、令和9年3月31日までに、その引取りに係る軽油と軽油以外の炭化水素油を混和して炭化水素油の製造を行う場合（鉄道用車両又は軌道用車両の燃料タンク内において製造を行う場合に限りません。）には、製造の承認を受ける義務を免除する等所要の措置を講ずることとされました（地法附則12の2の7の2）。

八 自動車税・軽自動車税

1 二輪車の車両区分の見直し

原動機付自転車（以下「現行原付」といいます。）に係る軽自動車税種別割については、内燃機関を原動機とするものについては総排気量を、内燃機関以外のものを原動機とするものについては定格出力を、それぞれ標準税率の区分として採用しており、地方税法（昭和25年法律第226号）第463条の15第1項第1号において、税率区分が設定されています。

令和7年11月から適用される新たな排ガス規制への対応等のため、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第98号。以下「改正内閣府令」といいます。）及び道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令（令和6年国土交通省令第99号。以下「改正国交省令」といいます。）が令和6年11月13日に公布され（施行

日については、改正国交省令は公布日施行、改正内閣府令は令和7年4月1日施行）、総排気量50cc超125cc以下の原動機の最高出力を総排気量50ccの原動機相当（0.4kW）に制御し、改正前の原付と同等程度に性能を抑えた二輪車（以下「新基準原付」といいます。）について、改正前の第一種原動機付自転車と同等と位置づけられました。これに伴い、時速30km以下制限、2人乗り禁止、二段階右折等の走行義務が課されることとなり、改正前の第一種原動機付自転車と同等の走行ルールが課されることとなりました。

こうしたこと等を踏まえ、新基準原付バイクに係る軽自動車税種別割の税率について、改正前の第一種原動機付自転車と同額で年額2,000円とし、課税標識についても同様に地色を白とすることとされました（地法463の15④）。

(資料 4)

二輪車の車両区分の見直し

欧州規制と同等の排ガス規制の適用開始（令和 7 年 11 月～）

50cc原付バイクでは規制クリアが困難であること等により、今後の生産・販売の継続が困難に

↓

125cc以下クラスのバイクの最高出力を4.0kW（50cc相当）以下に制御したバイク
（＝「新基準原付」）により対応

【現行125cc以下クラスの代表モデル】



原動機付自転車の税率区分		
総排気量	税率	ナンバープレート
50cc以下	2,000円/年	白
50cc超 90cc以下	2,000円/年	黄色
90cc超 125cc以下	2,400円/年	桃色

改正後

- 新基準原付バイクについて、軽自動車税種別割の税率を2,000円/年（50cc原付バイクと同額）とする（課税標識：地色を白） ※施行日：令和 7 年 4 月 1 日

2 その他の特例措置の延長等

(1) 都道府県の条例に定める路線を運行する乗用バス車両に係る非課税措置の延長

都道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに係る自動車税環境性能割の非課税措置の適用期限を令和 9 年 3 月 31 日まで 2 年間延長することとされました（地法附則 12 の 2 の 10）。

(2) バリアフリー性能の優れた自動車に係る課税標準の特例措置の延長

公共交通移動等円滑化基準に適合したノンステップバス及びリフト付きバス並びにユニバーサルデザインタクシー（新車に限ります。）に係る自動車税環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和 9 年 3 月 31 日まで 2 年間延長することとされました（地法附則 12 の 2 の 13①～③）。

(3) 先進安全技術を搭載したバス・トラックに係る課税標準の特例措置の延長

バス等及び車両総重量が 3.5 t を超えるトラックで歩行者検知機能付き衝突被害軽減制御装置を装備したものに係る自動車税環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を令和 9 年 3 月 31 日まで 2 年間延長することとされました（地法附則 12 の 2 の 13④）。

(4) 2027年国際園芸博覧会の開催に伴う特例措置の創設

公式参加者等若しくは博覧会国際事務局又は公式参加者等に勤務する非居住者等若しくは博覧会国際事務局の事務局長等である非居住者が取得し、又は所有する一定の自動車等に係る自動車税及び軽自動車税について、非課税とする措置を講ずることとされました（地法附則 78⑧⑩、地令附則 40⑬⑭）。

(5) **円滑化協定に係る非課税措置についての所要の措置**

円滑化協定（我が国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する我が国と当該締約国との間の条約をいいます。）に基づいて国内に所在する当該締約国の軍隊が所有する自動車等のうち公用に供するものに係る自動車税及び軽自

動車税の非課税措置について、その対象となる円滑化協定とは政令で定めるものとされており、『日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（地令44の2の2、52の19の2）』が対象となっています（地法148③、445③）。

九 固定資産税・都市計画税

1 固定資産税・都市計画税の税負担軽減措置等

(1) 税負担軽減措置等の創設

① 鉄道の豪雨対策の促進に係る課税標準の特例措置の創設

豪雨災害に伴い、河川に架かる鉄道橋りよりの流失・傾斜被害や鉄道隣接斜面の崩壊による土砂流入被害が生じると、その復旧に長期間を要し、鉄道の運休が長引く事態が生じます。その結果、地域住民の生活や経済活動へ大きな影響が及ぶ事態が生じることから、それらを未然に防ぐため、国土交通省においては、鉄道施設総合安全対策事業費補助（豪雨対策事業）において、鉄軌道事業者の実施する豪雨対策の事業費の一部を補助すること

により、対策を推進しています。

しかしながら、短時間に降る猛烈な雨の年間発生回数は近年増加しており、鉄道施設の豪雨対策の重要性は今後更に高まっていくものと考えられます。

このような状況を踏まえ、豪雨対策を推進し、鉄道ネットワークの強靱化等を図るために、鉄道の豪雨対策の促進に係る特例措置を創設することとされました。

具体的には、鉄軌道事業者が豪雨による被害を防止し、又は軽減するために新たに取得した一定の償却資産に係る固定資産税について、課税標準を最初の5年間価格の3分の2（JR本州3社については4分の3）とする特例措置を令和9年3月31日まで講ずることとされました（地法附則15④）。

(資料5-1)

鉄道の豪雨対策の促進に係る課税標準の特例措置の創設

鉄軌道事業者が豪雨対策のために取得した一定の償却資産に係る固定資産税を軽減する特例措置を創設する。

1. 対象資産

鉄軌道事業者が豪雨対策のために取得した償却資産

(例：法面防護工、防護柵、シートパイル工、根固め工 等)

※ 次の線区に存するものに限る。

- ① 1日当たりの片道断面輸送量が1万人未満の線区
- ② 1日当たりの片道断面輸送量が1万人以上15万人未満の線区 (JR本州3社の線区を除く。)
- ③ 1日当たりの片道断面輸送量が15万人以上の線区であって、貨物列車又は優等列車が運行する線区 (JR本州3社の線区を除く。)

2. 特例率

課税標準を、価格の2/3 (最初の5年度分) とする。

※ JR本州3社については3/4

3. 適用期限

令和9年3月31日まで (2年間)

対象資産の例



② 2027年国際園芸博覧会の開催に伴う特例措置の創設

令和9年3月19日から9月26日までの間、神奈川県横浜市において「2027年国際園芸博覧会」が開催されます。この博覧会は、国際博覧会条約に基づき開催される国際博覧会であり、今回の税制改正においては、過去の国際博覧会と同様、非課税措置を講じることとされました。

具体的には、博覧会協会、参加国等若しくは参加者が博覧会の会場内において博覧会の用に供する一定の固定資産又は博覧会協会が博覧会の会場の周辺における交通を確保するために供する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税について、非課税とする措置を講じることとされました(地法附則78⑨、地令附則40⑭、地規附則30⑥)。

また、博覧会協会との間に家屋及び償却資産を博覧会協会に貸し付けることを内容とする契約を締結した者が、その契約に基づき博覧会協会に貸し付ける一定の家屋及び償却資

産に係る固定資産税及び都市計画税について、非課税とする措置を講ずることとされました。なお、2025年日本国際博覧会(いわゆる大阪・関西万博)では無償リースのみが非課税措置の対象とされていましたが、大阪・関西万博において建設費の高騰等によりパビリオン建設が進まなかったことを受けて有償リースの仕組みが考案されたことから、2027年国際園芸博覧会では有償リースも含めて非課税措置の対象とされました(地法附則78⑩、地令附則40⑮、地規附則30⑥⑧)。

(2) 税負担軽減措置等の拡充等

- ① 生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に係る固定資産税の課税標準の特例措置の拡充及び延長

イ これまでの経緯

中小事業者等の償却資産に係る固定資産税の特例措置については、平成28年度税制改正によりはじめて創設され、その後、平成30年度税制改正において、生産性革命集

中投資期間（平成30年度から3年間）限りの臨時・異例の措置として、一定の償却資産について、市町村の判断で課税標準を2分の1から0の範囲で条例で定めることができるいわゆる「特例率ゼロ」を含む、生産性革命の実現に向けた償却資産に係る特例措置が創設されました。

この特例措置については、令和2年度に期限を迎えることとなっていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい状況に鑑み、令和2年4月7日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、対象資産に構築物・事業用家屋を加えるとともに、適用期限を令和4年度末まで2年間延長されることとされ、さらに、新型コロナウイルス感染症への対応であることに鑑み、拡充・延長に伴い生じる地方団体の減収については、新型コロナウイルス感染症対応地方税減収補填特別交付金によって全額が国費で補填することとされました。この措置については、令和3年度税制改正大綱において適用期限をもって廃止することが明記されるとともに、令和3年度の年度改正法において削除規定が盛り込まれました。

他方で、エネルギー等を中心としたコストプッシュ型の物価上昇等の現下の経済情勢を踏まえ、中小事業者等の生産性の向上や賃上げの促進を図ることを目的に、令和5年度税制改正では、生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に係る特例措置が創設されました。

具体的には、中小企業等経営強化法に規定する市町村の導入促進基本計画に適合し、

かつ、労働生産性を年平均3%以上向上させ、投資利益率が年平均5%以上となるものとして認定を受けた中小事業者等の先端設備等導入計画に記載された一定の機械・装置等に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格の2分の1とする特例措置を令和7年3月31日まで講じることとされました。特に、先端設備等導入計画に1.5%以上の賃上げ目標を盛り込んだ場合には、最初の5年間（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に取得されるものは最初の4年間）価格の3分の1とすることとされました（旧地法附則15④）。

なお、令和5年度与党税制改正大綱第1においては、本特例措置は現下の経済情勢を踏まえた対応であること、固定資産税が市町村財政を支える安定した基幹税であることから、2年間の時限的な措置とされました。

ロ 改正の内容

次のとおり、賃上げを後押しするよう見直しを行った上、適用期限を令和9年3月31日まで2年に限り延長することとされました（地法附則15④③、地令附則11④⑥～④⑨）。

- ・ 対象資産を、雇用者給与等支給額の増加に係る事項が記載された先端設備等導入計画に基づき取得する一定の機械・装置等に限定する。
- ・ 当該機械・装置等に係る課税標準を、雇用者給与等支給額の増加に係る事項が記載された場合は最初の3年間価格の2分の1、雇用者給与等支給額の大幅な増加に係る事項が記載された場合は最初の5年間価格の4分の1とする。

(資料 5 - 2)

生産性の向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に係る
固定資産税の特例措置の拡充及び適用期限の延長

生産性の向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に係る固定資産税の特例措置について、賃上げを後押しするよう見直しを行った上、2年に限り延長を行う。

1. 対象資産

中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計画に基づき取得した一定の機械・装置等

※以下の要件を満たす機械・装置等を対象

- ①市町村計画に基づき中小事業者等が取得するもの（市町村の導入促進基本計画に適合するもの）
- ②生産性向上に資するもの（導入により労働生産性が年平均3%以上向上するもの）
- ③企業の収益向上に直接つながるもの（導入により投資利益率が年平均5%以上となるもの）

2. 特例率

賃上げ目標の計画への位置づけを必須にするとともに、高い賃上げ目標を位置づけた場合には特例率・適用期間を拡充し、賃上げを後押しするよう見直し

改正前

①賃上げ目標を計画に位置づけない場合

課税標準を価格の1/2（3年度分）

②1.5%以上の賃上げ目標を計画に位置づけた場合

1/3 $\left\{ \begin{array}{l} R5取得 5年度分 \\ R6取得 4年度分 \end{array} \right.$

改正後

①1.5%以上の賃上げ目標を計画に位置づけた場合

課税標準を価格の1/2（3年度分）

②3%以上の賃上げ目標を計画に位置づけた場合

1/4（5年度分）

3. 適用期限

令和9年3月31日まで（2年間）

② 港湾の民有護岸等の耐震化の推進に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長

南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域において、港湾法に基づく国の無利子貸付を受けて令和8年3月31日までに改良された一定の特別特定技術基準対象施設の用に供する償却資産については、最初の5年度分、固定資産税の課税標準を

- ・ 港湾区域が開発保全航路の区域又は緊急確保航路の区域に隣接するものは2分の1
 - ・ それ以外の償却資産は6分の5
- とする特例措置が講じられています（旧地法附則15⑳）。

この特例措置は民有護岸等の耐震化への支援措置として設けられたものですが、令和5年3月に公表された気候変動に関する政府間パネルの第6次評価報告書統合報告書においては、平均海面水位等が更新され、気候関連

リスクの多くが第5次評価報告書統合報告書（平成26年公表）での評価よりも高く評価されています。その報告書では、予測される長期的影響も現在観測されている影響より最大で数倍高いこと等が示されており、気候変動に起因する将来の災害リスクの増大が懸念される状況にあると考えられます。

他方、港湾には官民の多様な者が集積しており、民間事業者が所有・管理している護岸等も、航路の機能確保や後背地の浸水防護の観点で重要な施設です。しかし、それらの中には、十分な耐震性を有しないものや先の気候関連リスクへの対応が必要なもの、すなわち、平均海面水位の上昇や高潮・高波の災害リスクの増大を踏まえると嵩上げ等が必要なものが存在します。

仮にこういった護岸等が存在すると、当該箇所からの浸水が港湾広域に及ぶため、官民の港湾の関係者が連携・協働して護岸の嵩上げ等、港湾における気候変動適応を推進する

協働防護の取組が重要となります。

このため、当該特例措置について、港湾法の改正を前提に、港湾全体の浸水被害を防ぐ協働防護の取組を推進するよう、次の見直しを行った上、その適用期限を令和11年3月31日まで3年延長することとされました（地法附則15²⁹）。

イ 対象地域を全国（改正前：南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域及び首都

直下地震緊急対策区域）に拡大する。

ロ 対象資産を、新たに取得され、又は改良された一定の協定特定港湾施設（政府の補助を受けて作成された公表協働防護計画に定められた最適化事業の実施主体が締結した共同防護協定に定められたものに限りま

（資料5-3）

港湾の民有護岸等の耐震化の推進に係る課税標準の特例措置の拡充及び適用期限の延長

港湾の民有護岸等の耐震化の推進に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、港湾全体の浸水被害を防ぐ協働防護の取組（※）を推進するよう見直しを行った上、3年の延長を行う。

1. 見直し内容

対象地域を全国に拡大するとともに、対象資産を政府の補助を受けて協働防護計画（仮称）が作成された港湾にある協定の対象施設とする。

（※）協働防護の取組

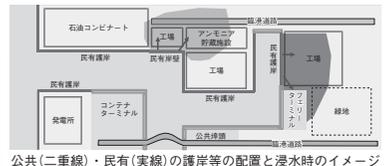
昨今の気候変動による平均海面水位の上昇や高潮・高波の災害リスクの増大を踏まえ、官民の港湾の関係者が連携・協働して護岸の嵩上げ等港湾における気候変動適応を推進する取組

<見直し前>

対象地域	①南海トラフ地震防災対策推進地域、②首都直下地震緊急対策区域、③日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域
対象資産	護岸、岸壁、物揚場
対象資産	国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾において、国の無利子貸付けを受けて改良されたもの
特例率	・①②のうち緊急確保航路又は開発保全航路の区域に隣接する港湾 …最初の5年度分1/2 ・上記以外 …最初の5年度分5/6

<見直し後>

対象地域	全国
対象資産	護岸、岸壁、物揚場、防潮堤、堤防及び胸壁
対象資産	政府の補助を受けて協働防護計画（仮称）が作成された国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾において新たに取得又は改良されたもの
特例率	・緊急確保航路又は開発保全航路の区域に接続する港湾 …最初の5年度分1/2 ・上記以外 …最初の5年度分5/6



2. 適用期限

令和11年3月31日まで（残存期間1年間に加え、3年間延長）

③ 令和2年7月豪雨の被災住宅用地等に係る特例措置の拡充

従前に、住宅用地特例の適用を受けていた土地については、災害により住宅が滅失・損壊した場合であっても、市町村長が認めるものについては、2年度分（被災市街地復興推進地域は4年度分）は引き続き住宅用地とみなして住宅用地特例を適用することができる

こととされています（被災住宅用地特例）（地法349の3の3、702の3）。

令和2年7月の西日本から東日本、東北地方の広い範囲における大雨、特に7月4日から7日にかけて九州で記録的な大雨となって球磨川などでの氾濫が相次いだ災害（令和2年7月豪雨）についても、被災住宅用地特例が適用されたが、本則規定の期間では未だ住

宅再建に至らない場合があったことから、それぞれ適用期間が拡充され、令和5年度分・6年度分の固定資産税及び都市計画税についても同様の措置が講じられました（令和2年7月豪雨の被災地のうち被災市街地復興推進地域については、引き続き本則の被災住宅用地特例が適用されることから、重複を除かれています。）。

しかし、被災から一定期間が経過したものの、なおも復興関連の公共事業が完了していないこと等により、令和7年度以降も被災者が住宅再建に着手できない場合も想定される。ところ、被災自治体からの要望も踏まえ、令和2年7月豪雨に係る被災住宅用地特例を拡充し、令和7年度分、令和8年度分の固定資産税及び都市計画税についても引き続き住宅用地とみなすこととされました（地法附則16の2①～⑨）。

④ 令和2年7月豪雨の被災代替家屋に係る税額の減額措置の拡充

災害により滅失・損壊した家屋（被災家屋）に代わるものと市町村長が認める家屋（その災害について被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域内の家屋に限ります。）を、災害の発生した日が属する年の翌年の3月31日から起算して4年を経過する日までの間に取得し又は改築した場合は、その取得又は改築された家屋に対する固定資産税及び都市計画税については、4年度分に限り、被災家屋の床面積相当分の税額の2分の1に相当する額を減額する特例措置（被災代替家屋特例）が講じられています（地法352の3、702の4の2）。

平成2年7月豪雨についても、被災代替家屋特例が適用されていましたが、令和6年度末が取得等の期限（災害の発生した日が属する年の翌年の3月31日から起算して4年を経過する日）となっていました。

しかし、被災から一定期間が経過したものの、なおも復興関連の公共事業が完了してい

ないこと等により、令和7年度以降も被災者が住宅再建に着手できない場合も想定される。ところ、被災自治体からの要望も踏まえ、平成2年7月豪雨については、取得等の期限を2年間延長し、令和9年3月31日までとする措置を講じることとされました（地法附則16の2⑩、地令附則12の4⑪～⑭⑱、地規附則7の3⑩⑪）。

⑤ 令和2年7月豪雨の被災代替償却資産に係る課税標準の特例措置の拡充

災害により滅失・損壊した償却資産に代わるものと市町村長が認める償却資産（当該災害について被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域内のものに限ります。）を、災害の発生した日が属する年の翌年の3月31日から起算して4年を経過する日までの間に取得し又は改良した場合は、その取得又は改良された償却資産に対する固定資産税については、4年度分に限り、課税標準を価格の2分の1とする特例措置（被災代替償却資産特例）が講じられています（地法349の3の4）。

令和2年7月豪雨についても、被災代替償却資産特例が適用されていましたが、令和6年度末が取得等の期限（災害の発生した日が属する年の翌年の3月31日から起算して4年を経過する日）となっていました。

しかし、被災から一定期間が経過したものの、なおも復興関連の公共事業が完了していないこと等により、令和7年度以降も被災者が未だ事業再開ができない場合も想定される。ところ、被災自治体からの要望も踏まえ、令和2年7月豪雨について、取得等の期限を2年間延長し、令和9年3月31日までとする措置を講じることとされました（地法附則16の2⑪、地令附則12の4⑮～⑱、地規附則7の3⑪）。

⑥ 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の拡充

公共の危害防止のために設置された施設等については、既存の対象施設等の代替として

取得されたものを除き、対象となる施設等を限定した上で、それぞれ定められた割合で固定資産税の課税標準の特例措置が講じられており、例えば、廃棄物処理法に基づく許可等がされたごみ処理施設や一般廃棄物の最終処分場、産業廃棄物処理施設等があります。

今般、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和6年法律第41号）が成立し、再資源化事業等の高度化について、国が一括して認定を行う制度が創設されました。この認定制度には高度再資源化事業、高度分離・改修事業、再資源化工程の高度化の3つがありますが、認定を受けた者は廃棄物処理法に基づく許可を受けないで各事業の計画に記載された廃棄物処理施設を設置できるようになります。

今回の改正では、これらの施設についても、公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の対象に加えることとされました（地法附則15②、地規附則6⑱）。

具体的には、高度再資源化事業及び高度分離・改修事業の認定を受けた者が設置する廃棄物処理施設について、固定資産税の課税標準を2分の1とすることとされました。他方、再資源化工程の高度化については、認定の申請ができるのは廃棄物処理施設の設置者であり、既に現行の特例措置のいずれかに該当することから、新たな措置を講ずることはされておられません。

(3) 税負担軽減措置等の延長等

① 鉄道の安全性向上設備に係る課税標準の特例措置の延長

地域鉄道事業者等が、令和7年3月31日までの間に政府の補助を受けて取得した車両の運行の安全性向上に資する一定の償却資産（信号保安設備、保安通信設備など）については、最初の5年度分の固定資産税の課税標準を3分の1とする特例措置が講じられています。

鉄道施設の安全性向上は、事業者が自ら取り組まなければならない責務ではありますが、一方、本特例措置の対象事業者は、一般に経営が厳しい地域鉄道事業者や公共的性格の強い第三セクターであり、安全性向上に資する設備投資を促進する必要があることから、適用期限を令和9年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則15⑩）。

② 低床型路面電車に係る課税標準の特例措置の延長

鉄軌道事業者が、新たに製造された車両で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特殊な構造（階段を用いずに乗降可能である等の低床型の構造）を有するものを令和7年3月31日までに取得し、事業の用に供する場合は、その車両については、最初の5年度分の固定資産税の課税標準を3分の1とする特例措置が講じられています。

低床型車両の導入は進んでおり、令和5年度末時点の導入率は約42%と第2次交通政策基本計画の目標は達成見込みです。しかし、その導入率は、路面電車も含む鉄軌道車両全体でのバリアフリー化率約57%より低く、引き続きバリアフリー化が必要な状況にあることから、特例措置の対象となる事業者は地方の中小軌道事業者であること等を踏まえ、適用期限を令和9年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則15⑪）。

③ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が取得した公共施設等に係る課税標準の特例措置の延長

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）に基づき、国又は地方公共団体により選定されたPFI事業者が、BOT方式、かつ、サービス購入型により取得した公共施設等の用に供する家屋及び償却資産について、価格を2分の1とする特例措置が講じられています。

本特例措置の適用実績は僅少ですが、PFIの手法を用いて公共施設等の整備・運営の効率化を図ることには一定の公益性が認められることを考慮し、適用期限を令和12年3月31日まで5年延長することとされました（地法附則15⑬）。

④ 都市鉄道利便増進事業等により整備したトンネルに係る非課税措置及び取得した鉄道施設等に係る課税標準の特例措置の延長

独立行政法人鉄道施設・運輸施設整備支援機構が、一定の都市計画区域において、都市鉄道利便増進法に規定する都市鉄道利便増進事業により令和7年3月31日までの間に整備し、かつ、直接鉄道事業の用に供するトンネルについては、非課税措置が講じられています。

また、鉄軌道事業者又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構等の都市鉄道等利便増進法第2条第7号に規定する速達性向上事業により整備される施設の貸付けを行う一定の法人が、令和7年3月31日までの間に取得する一定の都市鉄道施設の用に供する家屋及び償却資産については、5年度分の固定資産税及び都市計画税の課税標準を3分の2とする特例措置が講じられてきたところです。

本特例措置については、鉄道利用者等の利便性を高めるという公益性を有することに加え、進行中の適用事業や今後実施が確定している事業、このほか事業化に向けて検討が進められている事業があることから、適用期限を令和9年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則14②、15⑮）。

⑤ 鉄道事業者が鉄道事業再構築事業を実施する路線において取得した家屋等に係る課税標準の特例措置の延長

鉄道事業者が地元の地方公共団体と連携して、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道事業再構築実施計画に基づき鉄道事業再構築事業を実施する路線において、鉄道事業者が国又は地方の補助を受け

て取得する一定の鉄道資産については、固定資産税及び都市計画税の課税標準を最初の5年度分、価格の4分の1とする特例措置が講じられています。

鉄道事業再構築事業は、継続が困難又は困難となるおそれがあるため事業構造の変更を行う路線について、地域と鉄道事業者が共同して鉄道輸送の活性化に取り組むもので、本特例措置は、このような地域の取組を税制面で支援するために設けられたものです。

この特例措置の適用は僅少ですが、経営状況が厳しい鉄道事業者にとって本特例措置は一定の効果が認められるとともに、今後新たに鉄道事業再構築事業に取り組む路線も見込まれていることから、地域公共交通の維持の必要性に鑑み、適用期限を令和9年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則14⑰）。

⑥ 公益財団法人又は公益社団法人が所有する能楽堂に係る課税標準の特例措置の延長

公益社団法人又は公益財団法人が所有する重要無形文化財の公演のための施設（重要無形文化財を公演するための専用の舞台を備えた施設に限ります。）の用に供する土地及び家屋については、令和6年度分までの固定資産税及び都市計画税について、課税標準を2分の1とする特例措置が講じられています。

本特例措置の適用実績は僅少ですが、対象となる法人は一般に資力が乏しい団体であること等を考慮し、適用期限を令和8年度まで2年延長することとされました（地法附則15⑱）。

⑦ 国際戦略港湾及び一定の国際拠点港湾の荷さばき施設に係る課税標準の特例措置の延長

港湾法に規定する港湾運営会社が、国際戦略港湾及び一定の国際拠点港湾（コンテナ取扱量が一定量以上である等の国際拠点港湾に限ります。）において、政府の補助又は無利子貸付けを受けて、令和7年3月31日までに取得した一定のコンテナ貨物の荷さばき施設

の用に供する家屋及び償却資産については、最初の10年度分、固定資産税及び都市計画税の課税標準について、国際戦略港湾においては2分の1とし、一定の国際拠点港湾においては3分の2とする特例措置が講じられています。

荷さばき施設の整備は、本来事業者の責任において行うべきものである一方、世界的に寄港地の絞り込みが進行している中であって、国際基幹航路の我が国への寄港を維持・拡大するためには、港湾コスト削減が必要であること等を考慮し、適用期限を令和9年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則15⑳）。

⑧ 駅のバリアフリー施設に係る課税標準の特例措置の延長

鉄道事業者又は軌道経営者が、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する旅客施設を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために行われるエレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化のために必要な施設（ホームドア）の整備に関する事業により令和7年3月31日までに取得した停車場建物その他の家屋又は停車場設備その他の鉄道事業の用に供する償却資産に対して課する固定資産税及び都市計画税については、最初の5年度分、価格の3分の2とする特例措置が講じられています。

本特例措置は、エレベーターやホームドアは整備に多額の費用を要する一方で、直接収益に結びつくものではないことから、維持管理の負担を軽減し、もって駅のバリアフリー化を促進するために設けられたものであり、一定の適用実績もあることから、適用期限を令和9年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則15㉔）。

⑨ 鉄道事業者等が首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る課税標準の特例措置の延長

鉄道事業者又は軌道経営者が、国の補助を

受けて既設の鉄道（軌道を含みます。）に係る一定の耐震補強工事により取得した新たな鉄道施設（軌道施設を含み、償却資産に限ります。）については、固定資産税の課税標準を最初の5年度分、3分の2とする特例措置が講じられています。

鉄道施設の耐震対策は、鉄道事業者等にとって当然の責務ですが、巨額の費用を要する一方で、利用者の増加につながる設備投資ではありません。しかし、今後発生が予測されている首都直下地震及び南海トラフ地震により大きな揺れが想定される地域において、鉄道施設の耐震化は喫緊の課題であることから、適用期限を令和9年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則15㉖）。

⑩ 資源・エネルギー等の海上輸送ネットワークの拠点となる埠頭において整備される荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置の延長

港湾法に規定する特定貨物取扱埠頭機能高度化事業を実施する者が、特定貨物輸入拠点港湾（穀物や鉄鉱石など、包装されずにバラ積みされる貨物（いわゆるバルク）を主に取扱う港湾）において、政府の補助を受けて令和7年3月31日までの間に取得された荷さばき施設の用に供する家屋及び償却資産については、最初の10年度分、固定資産税及び都市計画税の課税標準を3分の2とする特例措置が講じられています。

バルク港湾において荷さばき施設を整備することによる輸送コスト削減のメリットは、埠頭運営者等のみならず、資源エネルギー等の安価で安定的な輸入を通じて国民生活の安定に寄与していること、今後の適用実績も見込まれることから、適用期限を令和9年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則15㉚）。

⑪ 防災上重要な道路等における無電柱化のため、道路の地下に埋設するために新設した電線等に係る課税標準の特例措置の延長

電気通信事業者等が、道路法の規定により

道路の占用の禁止又は制限の指定が行われた道路等の地下に埋設するために新設した地下ケーブル等については、最初の4年度分の固定資産税の課税標準を価格の2分の1とし、災害対策基本法に規定する都道府県地域防災計画に定められた輸送に関する計画に記載された道路等の地下に埋設するために新設した地下ケーブル等については、最初の4年度分の固定資産税の課税標準を価格の4分の3とする特例措置が講じられています。

無電柱化は災害時の電柱倒壊による道路閉塞を防止するものであり、無電柱化推進計画に基づき引き続き無電柱化を推進していく必要があることも踏まえ、適用期限を令和10年3月31日まで3年延長することとされました(地法附則15③)。

⑫ 所有者不明土地において行う地域福利増進事業に係る課税標準の特例措置の延長

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する特定所有者不明土地の土地使用権を令和7年3月31日までに取得した者が、地域福利増進事業により整備する施設の用に供する土地及び償却資産については、固定資産税及び都市計画税の課税標準を、土地使用権の始期に該当する日(使用開始日)の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から当該使用開始日の属する年の翌年の1月1日の翌日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分、価格の3分の2(地域福利増進事業により整備される購買施設、教養文化施設その他の施設で地域住民その他の者の共同の福祉又は利便の増進に資するものについては、収益性のある施設であることから、価格の4分の3)とする特例措置が講じられています。

本特例措置は、平成31年度税制改正において創設されたものであり、未だ適用実績はありませんが、所有者不明土地の公益的事業への活用を促進する必要性は認められること、今後適用が見込まれる事例もあることから、

適用期限を令和9年3月31日まで2年延長することとされました(地法附則15③)。

⑬ 農業協同組合等が取得した農林漁業者の共同利用機械等に係る課税標準の特例措置の延長

農林漁業の近代化又は合理化の一環として国の施策で資金の貸付け等を通じて事業の共同化が推進されているが、さらに経営の近代化又は合理化に資するため、農業協同組合等が令和7年3月31日までの間に取得した農林漁業者等の共同利用に供するための機械及び装置のうち一定のものについて、固定資産税の課税標準を3年度分、価格の2分の1とする特例措置が講じられています。

農林漁業者等の経営合理化等を促進するという目的には一定の公益性があること、現在特例措置の対象となっている資金は、毎年度一定の実績があり、かつ、今後の適用も見込まれることから、適用期限を令和9年3月31日まで2年延長することとされました(地法附則15④)。

⑭ ローカル5Gの設備に係る課税標準の特例措置の見直し及び延長

電波法(昭和25年法律第131号)に規定するローカル5G無線局(地域社会の諸課題の解決に寄与するものに限ります。)の免許を受けた者が、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律に規定する認定導入計画に基づき令和7年3月31日までの間に新たに取得した無線通信の業務の用に供する一定の償却資産について、固定資産税の課税標準を、最初の3年度分、価格の2分の1とする特例措置が講じられています。

本特例措置は、地域の中小企業等様々な主体が自ら構築するローカル5Gを促進するために講じられたものですが、これまでの取組により、ローカル5Gの活用による地域課題解決に資する先進的なユースケース創出には一定の進展が見られます。

そのため、適用対象となるシステムをその主たる用途が住宅用のインターネットサービスの提供であるものとし、2年間での集中的整備を促進するため手続を簡素化する見直しを行ったうえで、適用期限を令和9年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則15³⁸）。

⑮ 市町村自転車活用推進計画に定められたシェアサイクル事業に係る課税標準の特例措置の延長

自転車の活用は、環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進など様々なメリットがあり、中でもシェアサイクル事業は、公共交通を補完し、いわゆるファースト／ラストワンマイルを担う交通システムとして、日常生活や観光等における利便性・回遊性向上に寄与するものであることから、自転車活用推進法に規定する市町村自転車活用推進計画に定められたシェアサイクル事業を行う者が、令和7年3月31日までの間に取得し、かつ、当該シェアサイクル事業の用に供する償却資産（登録機、自転車ラック、充電器など）について、固定資産税の課税標準を、当該償却資産に新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、価格の4分の3とする特例措置が講じられています。

本特例措置は、令和3年度税制改正において創設されたものであり、適用実績は僅少ですが、シェアサイクル事業は、公共交通の補完や災害時の移動手段の確保等の一定の公益性があることから、適用期限を令和9年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則15³⁹）。

⑯ 貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置の延長

令和7年3月31日までの間に特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る固定資産税及び都市計画税については、課税標準を最初の3年

度分、価格に4分の3を参酌して3分の2以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする特例措置が講じられています。

貯留機能保全区域の指定がされると、土地所有者が区域内に盛土、塀の設置等を行おうとする場合、事前に都道府県知事等に届け出なければならず、必要に応じて都道府県知事等は助言・勧告をすることができるなど、土地所有者には一定の負担が生じます。一方で、その指定の受益は流域全体に広く及ぶことを踏まえれば、土地所有者に合意のインセンティブを与え、区域指定を円滑に進める公益性が認められることから、令和4年度税制改正において本特例措置が創設されました。

本特例措置は未だ適用実績がないものの、令和6年度にはじめて貯留機能保全区域の指定がされ、今後の適用が見込まれることから、適用期限を令和10年3月31日まで3年延長することとされました（地法附則15⁴¹）。

⑰ 国際戦略港湾等における陸上電力供給設備に係る課税標準の特例措置の延長

港湾運営会社が、国際戦略港湾及び一定の要件を満たす国際拠点港湾において、港湾脱炭素化促進事業により国の補助を受けて令和7年3月31日までに取得した、停泊中の船舶に電力を供給する陸上電力供給設備に係る固定資産税について、課税標準を3年度分、価格の3分の2とする特例措置が講じられています。

本特例措置は、2030年度の温室効果ガス削減目標（2013年度から46%削減）の実現に向けて、港湾においても、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラルポート」の形成に向けた取組が必要とされており、一定の公益性があることから、適用期限を令和9年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則15⁴²）。

⑱ 市街地再開発事業の施行に伴い従前の権利者が取得した一定の施設建築物に係る税額の

減額措置の延長

令和7年3月31日までの間に新築された都市再開発法に規定する施設建築物の一部が、同法による市街地再開発事業の施行に伴い、従前の権利者に与えられた場合における当該施設建築物の一部である家屋に対して課する固定資産税については、以下の特例措置が講じられています。

イ 当該家屋が一定の要件を満たす住宅である場合には、5年度分の固定資産税について、居住用部分は税額の3分の2を、非居住用部分は税額の3分の1（第一種市街地再開発事業に係るものは税額の4分の1）を減額

ロ 当該家屋が住宅以外の家屋である場合には、5年度分の固定資産税について、税額の3分の1（第一種市街地再開発事業に係るものは税額の4分の1）を減額

市街地再開発事業は、地権者の一定割合の同意により、同意していない者に対しても強制力を伴って実施される事業であり、かつ、事業施行後の家屋に係る固定資産税額は、施行前に比べ大幅に増額するケースが多いことから、従前の権利者に対する一定の配慮の必要性が認められ、今後も市街地再開発事業の実施が見込まれることから、本特例措置の適用期限を令和9年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則15の8①）。

⑱ 新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る税額の減額措置の延長

令和7年3月31日までの間に新築された高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の賃貸住宅については、最初の5年度分の固定資産税に限り、税額の3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に相当する額を減額する特例措置が講じられています。

サービス付き高齢者向け住宅の登録数は順調に伸びていますが、政府が定める高齢者向

け住宅の供給目標には未達であり、高齢者が安心して暮らせる質の高い住宅の確保は引き続き重要であることから、適用期限を令和9年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則15の8②）。

⑳ 防災街区整備事業の施行に伴い従前の権利者が取得する防災施設建築物に係る税額の減額措置の延長

令和7年3月31日までの間に新築された密集市街地における防災街区の整備に関する法律に規定する防災施設建築物に該当する家屋の一部が、同法による防災街区整備事業の施行に伴い、従前の権利者に与えられた場合における当該家屋に対して課する固定資産税については、以下の特例措置が講じられています。

イ 当該家屋が一定の要件を満たす住宅である場合には、5年度分の固定資産税について、居住用部分については税額の3分の2を、非居住用部分については税額の3分の1をそれぞれ減額する。

ロ 当該家屋が住宅以外の家屋である場合には、5年度分の固定資産税について、税額の3分の1を減額する。

本特例措置は、前述の市街地再開発事業に係る特例措置と同様、一定の強制力をもって実施される事業であり、また、施行後の固定資産税額は施行前に比べ大幅に増額となるケースが多いことから、今後も事業実施の見込みがあることも踏まえ、その適用期限を令和9年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則15の8③）。

㉑ 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置の見直し及び延長

築後20年以上が経過している一定のマンションのうち、マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づく都道府県等からの助言・指導を受けた管理者等に係るマンション又は一定の管理計画認定マンションについて、

令和7年3月31日までの間にマンションの建物の外壁について行う修繕又は模様替えを含む一定の大規模な工事が行われた場合には、当該工事が完了した翌年度分の家屋に係る固定資産税額を3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下の範囲内で市町村の条例で定める割合で減額する措置が講じられています。

本特例措置は、今後、マンションの高経年化が見込まれる中、必要な修繕積立金を確保し、長寿命化に資する大規模修繕工事を適切な時期に実施するよう、管理組合による合意形成を促すため、令和5年度税制改正において創設されたものです。管理組合からのニーズもあり、今後も適用実績が着実に見込まれていることから、適用期限を令和9年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則15の9の3①～④）。

また、当該減額措置は、当該マンションに係る納税義務者から、工事が完了した日から3か月以内に、必要書類を添付して減額措置の適用があるべき旨の申告書の提出がされた場合に限り適用することとされています。この点、当該申告書の提出がなかった場合においても、管理組合から当該必要書類の提出がされ、かつ、減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該納税義務者から申告書の提出がなくても減額措置を適用できるような見直しをすることとされました（地法附則15の9の3③）。なお、この見直しは、令和6年度税制改正において、新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の税額の減額措置における申告の見直しを行ったのと同様の見直しです。

(資料5-4)

長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置の適用期限の延長等

長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置について、申告の手続きについて見直しを行った上、2年の延長を行う。

1. 見直し内容

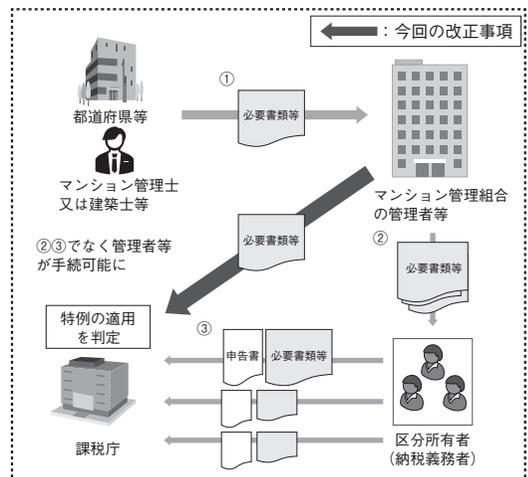
マンション管理組合の管理者等から市町村長に必要書類等の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該マンションの区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、当該減額措置を適用することができるようにする。

2. 特例率

工事が完了した年の翌年度分の固定資産税額について、1/3を参酌して1/6～1/2の範囲内において市町村の条例で定める割合に相当する額を減額する。

3. 適用期限

令和9年3月31日まで（2年間）



(4) 税負担軽減措置等の整理合理化

① 水素ステーションに係る課税標準の特例措置の縮減及び延長

電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものに水素を充填するための一定の設備（水素ステーション）のうち、令和7年3月31日までに国の補助を受けて新たに取得された設備については、固定資産税の課税標準を、最初の3年度分、価格の6分の5（当該設備のうち一定の大規模な設備にあっては、2分の1）とする特例措置が講じられています。

水素ステーションは、令和6年7月現在で約160か所整備されているが、政府目標（2030年までに1,000基程度）の達成に向け更なる整備促進が必要であること等を踏まえ、商用の燃料電池自動車の普及の観点から、対象設備の取得価額要件を3億円以上（改正前：1億5,000万円以上）に引き上げて小規模ステーションを対象外にした上、適用期限を令和9年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則15⑦、地令附則11⑨）。

② 低炭素化に資する新規製造車両等に係る課税標準の特例措置の縮減及び延長

鉄道事業者又は軌道経営者が、令和7年3月31日までの間に一定の環境性能要件を満たす新規製造車両を取得若しくは賃借し、又は既存車両を改良した場合には、これらの車両（改良した車両については当該改良された部分に限ります。）に対して課する固定資産税については、最初の5年度分、価格の3分の2（小規模な鉄道事業者については、5分の3）とする特例措置が講じられています。

JRや大手民間鉄道事業者も対象としている本特例措置については、その効果を見極めた上で延長について慎重に検討する必要がありますが、車両への投資が直ちに事業者の収益向上に結びつかないこと、環境負荷低減に資する車両の導入を引き続き図っていくことは重要であることから、

・ JRや大手民間鉄道事業者が取得した改良車両に係る固定資産税について、課税標準を最初の5年間価格の4分の3（改正前：3分の2）とし、

・ JRや大手民間鉄道事業者について適用対象となる改良車両に一定の環境性能要件を加えたうえで、

適用期限を令和9年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則15⑩、地規附則6⑭）。

③ 市民緑地認定制度における課税標準の特例措置の縮減及び延長

都市緑地法に基づき指定された緑地保全・緑化推進法人が、令和7年3月31日までの間に市町村長が認定した計画に基づき設置した市民緑地の用に供する一定の土地については、最初の3年度分、固定資産税及び都市計画税の課税標準を、価格に3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内で市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする特例措置が講じられています。

本特例措置は、平成29年度税制改正において、市民緑地認定制度の普及を後押しすることで、地方団体による都市公園整備に財政的な限界がある中、民有の空き地を活用することにより、都市において不可欠な緑地等を確保し、都市公園整備の不足を補完する目的で創設されたものです。

適用実績は僅少ですが、今後は地方部も含め適用見込みもあること等に鑑み、市民緑地が設置される前と比して緑化施設の面積が増加すること等の要件を加えた上、適用期限を令和9年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則15⑫、地令附則11⑮、地規附則6⑰～⑱）。

(5) 税負担軽減措置等の廃止

① 帰還・移住等環境整備推進法人が整備した施設の用に供する土地及び償却資産に係る課税標準の特例措置の廃止

福島復興再生特別措置法に規定する帰還・移住等環境整備推進法人が、令和7年3月31日までの間に同法に規定する帰還・移住等環境整備事業計画に記載された事業により整備した特定公共施設等の用に供する土地及び償却資産については、固定資産税又は都市計画税の課税標準を、その特定公共施設等に係る工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年度分、価格の3分の1とする特例措置が講じられています。

本特例措置については、令和元年度の創設以来適用実績はないところ、今後の適用が見込まれず、復興庁から更なる延長の要望もなかったことから、適用期限の延長は行わず、廃止することとされました（旧地法附則15^㉓、旧地令附則11^㉔、旧地規附則6^㉕）。

② 平成28年熊本地震の被災住宅用地等に係る特例措置の廃止

従前に、住宅用地特例の適用を受けていた土地については、災害により住宅が滅失・損壊した場合であっても、市町村長が認めるものについては、2年度分（被災市街地復興推進地域は4年度分）は引き続き住宅用地とみなして住宅用地特例を適用することができることとされています（被災住宅用地特例）（地法349の3の3、702の3）。

平成28年熊本地震についても被災住宅用地特例が適用されましたが、本則規定の間では未だ住宅再建に至らない場合があったことから、適用期間が拡充され、令和6年度分までの固定資産税及び都市計画税について同様の措置が講じられています。

本特例措置については、これ以上の適用見込みがなく、被災自治体や国土交通省からも更なる延長の要望はなかったことから、適用期限の延長は行わず、廃止することとされました（旧地法附則16の2^①～^⑨、旧地令附則12の4^①～^⑩^⑬、旧地規附則7の3^①～^⑨）。

③ 平成28年熊本地震の被災代替家屋に係る税

額の減額措置の廃止

災害により滅失・損壊した家屋（被災家屋）に代わるものと市町村長が認める家屋（当該災害について被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域内の家屋に限ります。）を、災害の発生した日が属する年の翌年の3月31日から起算して4年を経過する日までの間に取得し又は改築した場合は、その取得又は改築された家屋に対する固定資産税及び都市計画税については、4年度分に限り、被災家屋の床面積相当分の税額の2分の1に相当する額を減額する特例措置（被災代替家屋特例）が講じられています（地法352の3、702の4の2）。

平成28年熊本地震についても被災代替家屋特例が適用されましたが、本則規定の間では未だ住宅再建に至らない場合があったことから、取得等の期限を延長し、令和7年3月31日までとする措置が講じられています。

本特例措置については、これ以上の適用見込みがなく、被災自治体や国土交通省からも更なる延長の要望はなかったことから、適用期限の延長は行わず、廃止することとされました（旧地法附則16の2^⑩、旧地令附則12の4^⑪～^⑬、旧地規附則7の3^⑩^⑪）。

④ 平成30年7月豪雨の被災住宅用地等に係る特例措置の廃止

従前に、住宅用地特例の適用を受けていた土地については、災害により住宅が滅失・損壊した場合であっても、市町村長が認めるものについては、2年度分（被災市街地復興推進地域は4年度分）は引き続き住宅用地とみなして住宅用地特例を適用することができることとされています（被災住宅用地特例）（地法349の3の3、702の3）。

平成30年7月豪雨についても被災住宅用地特例が適用されましたが、本則規定の間では未だ住宅再建に至らない場合があったことから、適用期間が拡充され、令和6年度分までの固定資産税及び都市計画税について同様

の措置が講じられています。

本特例措置については、これ以上の適用見込みがなく、被災自治体や国土交通省からも更なる延長の要望はなかったことから、適用期限の延長は行わず、廃止することとされました（旧法附則16の3①～⑨、旧地令附則12の5①～⑩¹⁹、旧地規附則7の4①～⑨）。

⑤ 平成30年7月豪雨の被災代替家屋に係る税額の減額措置の廃止

災害により滅失・損壊した家屋（被災家屋）に代わるものと市町村長が認める家屋（その災害について被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域内の家屋に限ります。）を、災害の発生した日が属する年の翌年の3月31日から起算して4年を経過する日までの間に取得し又は改築した場合は、その取得又は改築された家屋に対する固定資産税及び都市計画税については、4年度分に限り、被災家屋の床面積相当分の税額の2分の1に相当する額を減額する特例措置（被災代替家屋特例）が講じられています（地法352の3、702の4の2）。

平成30年7月豪雨についても被災代替家屋特例が適用されましたが、本則規定の間では未だ住宅再建に至らない場合があったことから、取得等の期限を延長し、令和7年3月31日までとする措置が講じられています。

本特例措置については、これ以上の適用見込みがなく、被災自治体や国土交通省からも

更なる延長の要望はなかったことから、適用期限の延長は行わず、廃止することとされました（旧地法附則16の3⑩、旧地令附則12の5⑪～⑭¹⁸¹⁹、旧地規附則7の4⑩¹¹）。

⑥ 平成30年7月豪雨の被災代替償却資産に係る課税標準の特例措置の廃止

災害により滅失・損壊した償却資産に代わるものと市町村長が認める償却資産（その災害について被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域内のものに限ります。）を、災害の発生した日が属する年の翌年の3月31日から起算して4年を経過する日までの間に取得し又は改良した場合は、その取得又は改良された償却資産に対する固定資産税については、4年度分に限り、課税標準を価格の2分の1とする特例措置（被災代替償却資産特例）が講じられています（地法349の3の4）。

平成30年7月豪雨についても被災代替償却資産特例が適用されましたが、本則規定の間では一部復旧・復興関連事業が未了で、その後事業を再開する見込みの者もいたことから、取得等の期限を延長し、令和7年3月31日までとする措置が講じられています。

本特例措置については、これ以上の適用見込みがなく、被災自治体や経済産業省からも更なる延長の要望はなかったことから、適用期限の延長は行わず、廃止することとされました（旧地法附則16の3⑪、旧地令附則12の5⑮～⑰¹⁹、旧地規附則7の4⑪¹¹）。

十 事業所税

1 2027年国際園芸博覧会の円滑な開催に向けた所要の措置

令和9年に開催される2027年国際園芸博覧会に関し、公式参加者等に係る課税の特例が創設されるところ、事業所税については、公式参加者等若しくは博覧会国際事務局又は公益社団法人2027年

国際園芸博覧会協会との間に博覧会への出展参加契約を締結した者が行う博覧会関連業務の用に供する施設において行う一定の事業に係る事業所税について、非課税とする措置を講ずることとされました（地法附則78¹²¹³、地令附則40¹⁷¹⁸、地規附則30⁹）。

2 沖縄振興特別措置法に基づく課税標準の特例措置の延長

沖縄振興特別措置法に基づき、沖縄県知事が定める観光地形成促進計画、情報通信産業振興計画、産業イノベーション促進計画及び国際物流拠点産業集積計画において定められた各地域（観光地形成促進地域、情報通信産業振興地域、産業イノベーション促進地域及び国際物流拠点産業集積地域）において、令和7年3月31日までに新設された一定の施設において行う事業に対して課する事業所税の特例措置（当該施設が新設された日から5年間に限り、資産割の課税標準である事業所床面積の2分の1を控除）について、適用期限を2年延長することとされました（地法附則33①～④）。

3 企業主導型保育事業の用に供する施設に係る課税標準の特例措置の廃止

平成29年4月1日から令和7年3月31日までの間に政府の補助を受けた者が行う企業主導型保育事業の用に供する施設に係る事業所税の課税標準

の特例措置（資産割及び従業者割の課税標準を4分の3控除）について、企業主導型保育の整備目標はすでに達成されており、新規の事業は見込まれないことから、本特例措置は期限の到来をもって廃止することとされました（旧地法附則33⑥、旧地規附則12の3④）。

併せて、現に政府の補助を受けている者が行う企業型保育事業の用に供する施設については、引き続き本特例措置が適用されるよう、所要の経過措置を講ずることとされました（改正地法附則12）。

4 老朽化マンションの再生等の円滑化のための新たな事業の創設に伴う組合の事業実施等に係る税制上の所要の措置

マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正を前提に、公益法人等とみなされることとなるマンション再生組合、マンション等売却組合及びマンション除却組合について、収益事業以外の事業に係る事業所税を非課税とする措置を講ずることとされました（地法701の34②）。

十一 地方税務行政のDX

1 地方税関係通知に係るeLTAX経由での送付

(1) 改正の背景・趣旨

地方税の申告・申請等、納付、通知のデジタル化を図ることは、納税者等の利便性の向上に資するとともに、課税当局等における業務効率化・省力化につながります。こうしたことから、国及び地方団体は協力しながら、全国統一的な地方税務手続のデジタル化の充実を図ってきました。申告・申請等及び納付の手続については、令和4年度税制改正により、法令上、全ての手続についてeLTAXを経由して電子的に行うことが可能となり、eLTAXの利用も年々拡大するなど、デジタル化について一定の進展が見られました。

一方で、通知については、ごく一部は既にeLTAXを経由して電子的に送受信することが可能であるものの、デジタル化のニーズの高い納税通知書をはじめ、納税者等宛での通知のほとんどは、書面による送達のみが行われている状況にありました。

これは、例えば納税通知書の場合には、

- ・ 賦課額を確定し、かつ、納付を命令する不利益処分等の効力を生じさせる通知であり、万一、納税者に到達しなかった場合、処分が成立せず、税の徴収ができなくなってしまう恐れがあること
- ・ 納税者からの申告等に基づかない通知であるため、通知先の特定等、申告・申請等及び納付の手続に比べ、制度設計上の論点が多いこと

といったデジタル化に当たっての障壁があるためであると考えられます。

今回の改正は、こうした状況を踏まえ、

- ・ 送付する電子データは副本として取り扱う（紙媒体の通知を正本として存置する）こととし、
- ・ 電子納付で既に活用されている地方税統一QRコード（eL - QR）を用い、納税者等から電子送付希望の申出を受けることで通知先の特定を行う等、制度設計上の論点を整理した上で、

納税通知書をはじめとした納税者等宛での地方税関係通知について、全国統一的に地方団体がeLTAXを経由して電子的送付を行えるよう、所要の措置が講じられました。

(2) 改正前の制度の概要

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「デジタル手続法」といいます。）第7条では、処分通知等について、他の法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる旨が規定されています。しかし、地方税関係通知をeLTAX経由で送付する場合、通知を行う者、地方税共同機構（以下「機構」といいます。）、通知を受ける者の3者間の手続となり、通知を行う者と受ける者の2者間で行われる通常の手続とは形態が異なることとなるため、この場合にはデジタル手続法の規定は直接適用されないこととされています。

そのため、個別に根拠規定を置くことが必要であり、地方税法第747条の4及び同法第747条の5において、地方税関係通知をeLTAX経由で電子的に送付できる旨が規定されています。ただし、これらの規定は、地方税関係通知のうち、行政機関間で行われるもの（国税庁から地方団体への所得税確定申告書データの送信など）を対象としており、納税者等宛での地方税関係通知については、eLTAX経由で電子的に送付できる旨の一般的な規定が置かれていない

状況にあります。

なお、個別的な規定としては、個人住民税における給与所得に係る特別徴収税額通知について、特別徴収義務者の申出があった際に、eLTAX経由で送付しなければならない旨が規定されています（地法321の4⑦及び⑧）。

(3) 改正の必要性

(1)で述べたとおり、今回の改正においては、地方税関係通知の電子データは副本として送付することとしているため、従来どおり、地方税関係通知の効力は正本である紙媒体の通知の送達により生じ、電子データの送付は法律上の権利義務関係に何らの影響を及ぼしません。そのため、副本としての電子データの送付は事実行為であり、必ずしも法令に明文の根拠規定を置くことを要しない、とも考えられます。

一方で、機構には、扱う情報の安全確認義務（地法786）、職員等の秘密保持義務（地法788）が課されているほか、総務大臣は機構に対する監督命令権限を有しており（地法798）、これらの対象は、いずれも機構処理税務事務（地法762二）に限定されています。納税通知書をはじめとする地方税関係通知の電子データには機微な情報が含まれることを踏まえ、その電子データの送付事務について、機構処理税務事務として位置づけるために法令に明文の規定を置くこととしました。

加えて、地方税の徴収に関する事務に従事している者には、これらの事務に関して知り得た秘密に係る守秘義務が課されている（地法22）ところ、今回の改正により、納税者等から見れば第三者である機構を経由して地方税関係通知の電子データを送付することとなることから、機構を経由させる根拠を法令において明示的に規定することが適当と判断したものです。

(4) 改正内容

① 初回における送付

他の行政機関の長以外の者に対して行う地

方税関係通知のうち総務省令で定めるもの（以下「特定納税者等宛通知」といいます。）を受けた納税者等が、その通知により通知した事項について、eLTAX 経由で提供を受けることを希望する旨の申出をした場合には、地方団体の長は、当該事項を eLTAX 経由で提供することができることとされました（地法747の5の2①）。

なお、他の行政機関の長以外の者に対する地方税関係通知であっても、

- ・ eLTAX 経由で電子的送付を行う場合の規定が個別に整備されているもの（地法321の4①後段（(2)で述べた個人住民税における給与所得に係る特別徴収税額通知））
- ・ そもそも eLTAX 経由で行うこととされているもの（地法321の4⑦及び⑧、地法747の5の2①及び②）

は、本規定により電子的送付を可能とする必要がないことから、対象から除かれました。

特定納税者等宛通知の具体的な対象については、総務省令において、固定資産税・都市計画税・自動車税種別割・軽自動車税種別割の4税目における納税通知書、課税明細書、更正決定通知書及び納付書等のこれらに附属する通知が規定されました（地規24の40の2）。

本規定においては、「提供することができる」と規定しているため、納税者等から申出があった場合であっても、各地方団体に電子的送付の義務は生じません。これは、大規模災害により通信回線が途絶した場合や、自動車・軽自動車等の主たる定置場の変更により課税団体が変更になった場合等、一定の場合には電子的送付が困難と考えられること等を踏まえたものですが、納税者等の利便性向上の観点からは、可能な限り電子的送付が行われることが望ましいとされています。

② 2回目以降における送付

eLTAX 経由で送付する地方税関係通知の電子データは、例えば、納税者等が所有する固定資産や車両に係る情報の電子的な管理等

に活用されることが想定されるところ、納税者等が一度、電子送付希望の申出をした場合には、次回以降、プッシュ型で継続的に電子データの提供を受けられるようにすることが納税者等の利便に資すると考えられます。そこで、第1項の申出の際に、その時点で通知した事項だけでなく、将来において通知する事項についても電子的送付を希望する旨を一括して申し出てもらうこととした上で、第1項の申出があった納税者等に対して、当該申出に係るものと同種の特定納税者等宛通知を地方団体の長が行う場合には、当該通知により通知する事項を eLTAX 経由で提供することができることとされました（地法747の5の2②）。

なお、「同種の特定納税者等宛通知」としては、例えば固定資産税に係る納税通知書について申出をした場合には、その翌年度の固定資産税に係る納税通知書などが該当すると考えられ、自動車税に係る納税通知書まで含むものではないと考えられます。

③ その他所要の改正

①・②の規定により送付する地方税関係通知の電子データは副本となることから、その電子データの送付が納付又は納入の告知をはじめとする処分の効力を生じさせないことについて、明文で規定することとされました（地法747の5の2③）。

また、(3)で述べたとおり、地方税関係通知を eLTAX 経由で送付する事務について、機構処理税務事務として位置づけることとされました（地法762二〇(2)）。

④ 施行期日・経過措置

納税者に対して直接、地方税関係通知を電子的に送付することが地方団体にとって初めての試みとなることを踏まえ、地方団体の事務負担を考慮して、ニーズの高い法人宛での特定納税者等宛通知については令和9年4月から、個人宛てについては令和10年4月から運用を開始するとされています。

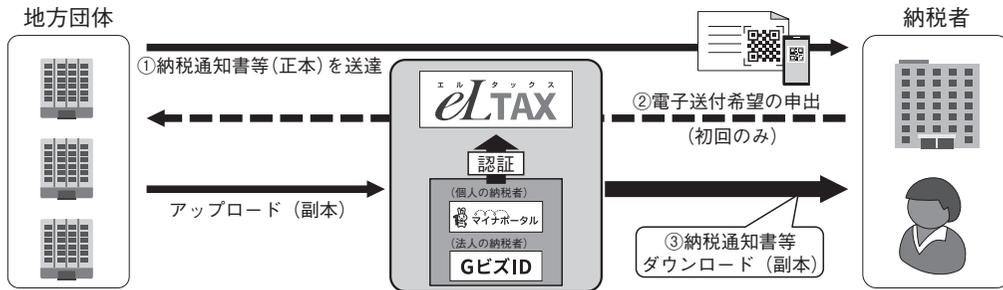
これを踏まえ、①～③に係る規定の施行期日を令和9年4月1日とし、同日以後に行われた特定納税者等宛通知を受けた納税者等が申出をした場合にこれらの規定を適用することとした上で、同日から令和10年3月31日ま

で行われた特定納税者等宛通知については、法人に対して行われたものに限ってこれらの規定を適用することとされました（改正地法附則1三及び14）。

(資料6) 納税通知書等に係るeLTAX経由での送付

- 地方税関係通知のうち、固定資産税、都市計画税、自動車税種別割、軽自動車税種別割の納税通知書等について、納税者の求めに応じて、地方団体が、eLTAX（地方税のオンライン手続のためのシステム）を経由して電子的に副本を送付することができるよう、所要の措置を講ずる。
 - ・ 電子的送付を行う地方税関係通知の範囲は、上記4税目の納税通知書（課税明細書、更正決定通知書及び税額変更通知書を含む）及び納付書等のこれに附属する通知。
 - ・ 納税者が納税通知書等（正本）に付された地方税統一QRコード（eL-QR）を読み取り、電子送付希望の申出をした場合に、電子的に副本を送付。
 - ※ 次回以降は、電子送付希望の申出不要（プッシュ型で送付）。
 - ・ 法人に対して送達する納税通知書等については令和9年4月1日以後に送達するものから、個人に対して送達する納税通知書等については令和10年4月1日以後に送達するものから、それぞれ適用。

■ 納税通知書等の電子的送付（イメージ）



※ 電子送付希望の申出があった翌年度以降は、(納税通知書に同封している) 納付書（紙媒体）は送達しないこととし、事務の効率化を図る。